

第五十一回 参議院建設委員会會議録第二十三号

昭和四十一年六月二十三日(木曜日)

午前十一時四十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 松永 忠二君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿藏君
山内 一郎君
小酒井義男君

委員

青木 一男君
内田 芳郎君
大森 久司君
奥村 悦造君
中津井 真君
平泉 涉君
米田 正文君
田中 一君
竹田 現照君
達田 龍彦君
前川 且君

衆議院議員

議者 井原 岸高君
議者 岡本 隆一君
修正案提出者 井原 岸高君

国務大臣

建設大臣 瀬戸山三男君

政府委員

経済企画庁調整局長 宮沢 鉄蔵君
建設政務次官 谷垣 專一君
建設省計画局長 志村 清一君
建設省都市局長 竹内 藤男君
建設省住宅局長 尚 明君

事務局側

常任委員会専門員 中島 博君

説明員

農林省農林経済局消費経済課長 堀川 春彦君
通商産業省企業局商務第一課長 林 信太郎君
中小企業庁指導部長 安岡 孝君
中小企業庁指導部商業課長 宗像 善俊君
運輸大臣官房開発課長 原田昇左右君
運輸省港湾局参事官 河毛 一郎君
建設省都市局参事官 小林 忠雄君
日本住宅公団総裁 林 敬三君
住宅金融公庫総裁 師岡健四郎君

参考人

本日の会議に付した案件

○国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○流通業務市街地の整備に関する法律案(内閣提出)

○日本勤労者住宅協会の法律案(衆議院提出)

○土地収用法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○住宅建設計画法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松永忠二君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

○国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○本案は、前回質疑を終局いたしましたので、これより討論に入ります。

○御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。

○田中一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案された国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものでございます。

十数年前、中央自動車道が単行法として誕生以来、地方的な縦貫道または横断道等が議員提案によつて立案され、非常に統一しない計画がふくまされておりましたけれども、幸い今回これをまとめ、全国的な視野に立つて本法案の提案されたことに對しては、賛意を表します。しかしながら、かつてネット——網状の道路計画というものが、幹線を中心としたところの道路となり、かつまた、これが国土開発という非常に大きな前向きの性格に変わったといふことは、これまでわれわれの共鳴するところでございます。ただ、今回提案された路線の決定にあつては、まだまだ遺憾の点が多々ございます。たとえば当面の道路利用の面に限られて、後進地域に対するところの措置が不十分でございます。先般審議の過程において、建設大臣に希望を申し上げておきましたとおり、三陸方面の路線あるいは富士山麓をめぐる横断するところの道路の路線または瀬戸内海にまたがるところの道路計画等が、これが今回提案されたものには決定されておられません。次回これを改正する場合には、必ずそれらのものを政府から審議院に答申を求めるといふ御意見が出たことは、これはまことに建設大臣瀬戸山さんの非常に前向きでよい政治の方向であらうと思ひまして、これまた瀬戸山建設大臣に對するところの共感を覚えるものでございます。かつ、その上、この法案が参議院に回付される以前に、衆議院段階におきまして、約五項目の附帯決議が出ております。これは全く同感でございます。この趣旨を尊重し、十分に民族のための道路、幹線道路としての完成が、計画されている年月よりも早期に完成するように努力をしていただくことを希望いたします。賛成討論とする次第でございます。

○委員長(松永忠二君) 他に御意見もないようでございますので、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(松永忠二君) 御異議ないと認めます。

○委員長(松永忠二君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

○委員長(松永忠二君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(松永忠二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松永忠二君) 速記を起こして。

○委員長(松永忠二君) 速記を起こして。

○委員長(松永忠二君) 次に、流通業務市街地の整備に関する法律案を議題といたします。

○委員長(松永忠二君) 前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○田中一君 きょうは、ひとつ各省から——これは建設省のほうは建設自体でありますから、まずこれをあと回しにして、とりあえず各省が所管しておりますところの中央卸売市場、あるいは

物資の流通に関する施策について、全国的な範囲で質問したのでは困ると思ひますから、東京都における現況について説明をお願いしたいと思います。

第一には、農林省から、農産物それから魚貝類、海産物、これらが現状、どういう形で置かれておるか。そして、いま提案されている法律案の一つのモデルとして板橋地区を想定されておられるのは説明を聞いておりますけれども、これとの関連等もあわせて御説明願ひたいと思ひます。

○委員長(松永忠二君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松永忠二君) 速記を始めて。

○田中一君 それでは、運輸省から伺ひましよう。というのは、かつて特別法で制定された日本トラックターミナル株式会社、これが性格。それから、前段に申し上げたように、板橋地区を想定して考えておりますから、この性格。それから、これが板橋地区との関連。と同時に、現在のトラックターミナルと申しますか、輸送関係の施策、それから今後の方針等について伺ひたいと思ひます。

○説明員(原田昇左右君) まず、トラックターミナルについて申し上げます。トラックターミナルは、昭和四十年十月現在、全国に千四百三十九カ所ございますが、小規模なものが多くて、小範囲の取り扱いが大部分でございます。機械化がなされております。そこで、相当規模になりました場合には、車両の大型化、荷役の機械化が可能になります。それからトラック輸送の合理化に大いに役立ちますし、同時に、流通経費の節減、あるいは都市交通の円滑化ははかれるわけでございます。また、大規模トラックターミナルというのは、都市交通混雑の緩和にも非常に役立ちますので、この積極的な整備をはかる必要がございます。すでに日本自動車ターミナル法を施行いたしまして、これによりまして日本自動車ターミナル株式会社が設立されております。これは四十年七月に設立いたしましたので、大都市及びその周辺において大規模なトラックターミナル事業を行な

わせることにいたしておるわけでございます。そしてトラックターミナル会社の資本金といたしましては、四十一年度におきまして、政府出資二千五百万円、東京都三千万円、民間三千四百七十七万円、合計八千九百七十七万円をもちまして資本金といたしまして、現在、開発銀行に約二億円の融資を期待いたしておるわけでございます。

そして、板橋地区には面積約九万七千平方メートル、バスにいたしまして二百三十バス、一日の取り扱い量が三千四百三十トンというものを想定いたしております。着工時期は四十一年度で、完成時期を四十三年に考えております。

失礼いたしました、資本金の先ほどのけたが違ひまして、政府は二億五千万円、それから東京都が三億円、民間が三億四千七百万円、合計いたしまして八億九千七百万円、それから開発銀行から二億円ということでございます。

それから鉄道につきましては、東京地区に発着いたします鉄道総貨物量は、三十九年度において約五千万トンでございます。このうち都内の発着が二千五百万トンでございます。今後輸送量が非常に増加することが予想されますので、東京を中心として放射線をなします東海道、中央、東北、常磐、総武の各線について線増を行なうことを予定しております。また、従来の山手貨物線にかわりまして、これらの放射線を相互に連絡する外郭三

十号線、京浜、京葉の主要産業地帯と東海道とを直結いたします海岸線を、昭和五十年までに完成することを考えております。

それから、貨物駅につきましては、現在、東京地区に百二十三の貨物駅がございますが、こういったこれらの既存貨物駅につきましては、基地集約による重点的な整備拡充をやることを考えております。

それから物資別にも、大量使用物資につきまして、たとえばセメント、石油等につきまして基地集約をいたしまして、それぞれ荷役、輸送等一貫

した基地整備をいたしまして、重点的に整備することを考えております。

それから、さらに武蔵野線及び海岸線の新設に伴ひまして、これら線路上に貨物駅を設置いたしますが、この中には、この貨物駅を中心にして流通業務を設定することが必要となるものもあると考えております。

以上でございます。

それから、先ほどの数字で、ちよつと訂正をお願いいたしますのは、トラックターミナルの財政投資として開発銀行に二十億の融資を仰ぐということでございます。先ほど二億と申し上げましたが、間違ひでございます。

○委員長(松永忠二君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松永忠二君) 速記を始めて。

○田中一君 それでは農林省から同じ趣旨の説明をお願いいたします。

○委員長(松永忠二君) もう一回説明をちよつとやつてくれませんか。

○田中一君 とりあへず板橋地区の用地を整備する農林省の考え方について、それを説明していただきます。

○説明員(堀川春彦君) 前回も申し上げたわけですが、東京都におきましては、市場整備の八カ年計画を東京都自身が策定をいたし、それらを基礎にいたしまして、政府といたしましては整備八カ年計画を策定いたしておるわけでございますが、この計画の中におきまして、東京都の新市場の建設ということがもくろまれております。そのうちの

一つに、板橋市場の建設があるわけでございます。これは現在、東京都には七つの市場と、それからさらにその外郭部に十三の市場の分場がございますが、その分場のうち、王子と板橋地区にございます分場を廃止をいたしまして、そのかわりに相当大規模の市場を板橋地区に建設をいたす、こういうことでございます。その計画は、お

おむね用地といたしまして二万坪程度の用地を取得し、総事業費といたしましては、土地代も含め

まして大体十四億五千万くらいというふうに現在の段階では組んでおるわけでございます。建物の建設等につきましては、おおむね五億五千万程度というふうに計画をしておるわけでございます。これによりまして都心部における市場の狭隘化の緩和、こういったことをはかりながら、市場整備を進めていく、こういうことでございます。

○田中一君 次に運輸省から、貸し倉庫、それをひとつ説明してください。

○説明員(河毛一郎君) 東京周辺の倉庫につきまして、簡単に需要と将来を御説明いたしますと、東京周辺の倉庫といたしましては、普通倉庫が大体百二十万平方メートル、冷蔵倉庫が七十一万平方メートルでございますが、このうち、大体半数程度のものが都心部に集中いたしております。したがひまして、これを流通化し、周辺に分散さすということが、流通の近代化のために必要になるわけでございますが、運輸省がただいま考えておりますところは、ただいま問題になっております板橋地区及び京浜二区の二つに共同倉庫を設けまして、これをそれぞれの倉庫業に貸すということをしていただきます。これは開発銀行から融資を願うようた

だいま折衝中でございます。簡単にござい

○田中一君 通産省から、問屋関係の説明をお願い

○説明員(林信太郎君) 通産省が所管してあります問屋の問題につきまして御説明申し上げます。

先般申し上げましたように、二つの形がございまして、中小卸問屋の団地の形成という問題、本件は、府県と共同の事業になっております。いま

だ東京都のほうにはそういう体制ができておりませんので、この形のものには東京にはございませ

問屋の多点分散につきましては非常な障害がございまして、と申しますのは、問屋さんは、いまの場所が祖先伝来の土地であるというふうなところと、あるいは問屋というものがほんとうに問屋らしくなるためには、大きな問屋さんも小さな問屋さんも、各種のものが規模の大小、種類の相当似似寄ったものが相集まることによって問屋街として体をなしますので、この分散ということが非常にむずかしいわけでございます。それが一つと、それからもう一点、個々の問屋さんではなかなか融資を受けるというような手続が繁忙でございまして、実際に即しません。したがいまして、一元的にそういう問屋の分散を行ないますセンターを建設、運用、管理してくれるような組織をつくるということが非常に重要でございます。この二点を中心にいたしまして、京浜二区なり板橋につきまして、業界の方を指導し、あるいは関係団体とも連絡を

○政府委員(宮沢鉄藏君) 板橋地区におきましては、トラックの集配量といたしましては、大体一日三千四、五百トンくらいのもがあるというふうな考えておりまして、一年間におきまする全体の物資の集配量という点から見ますと、大体四百万トンくらいだということに一応計算されております。

それからどの方面ということにつきましては、
 大体東京都の西北部を中心とする物資の集配に對
 するセンター、こういうふうに考えております。

な場合含まれるわけでございます。そういう法人も含まれるわけでございます。そういう人に対しまして選考してこれを選ぶわけでございますが、選考する場合には、三十条で順番が書いてございまして、まず、その地区の中におきましてみずから土地を提供し、流通業務施設を経営しようという者、それが第一順位でございます。それから第二順位といたしまして

は、都心の区域から出ていくという施設につきましては第二順位。さらには都心の区域に流通業務施設を持っている者で、その者がセンターの近く

通業務施設の設置または経営につきまして許可認可等の処分の権限を有する行政機関の長に協議しななければならない。すなわち中央卸売り市場の開設について権限を有する行政機関あるいは倉庫業等についての権限を有する行政機関、あるいは自動車ターミナル事業について権限を有する行政機関、そういうようなところに協議して処分計画をきめるということでございますので、あらかじめ処分計画につきましては相当念入りの計画がつくられる、こういうことになると思います。

○田中一君 トラックターミナルについては、これはまあ日本トラックターミナル株式会社、それから中央卸売りであれば、これはもう法律によるところの、倉庫の分については、それは共同倉庫とかいっておりますが、倉庫は、これはどうなっておりますか、共同倉庫の性格は。

○説明員(河毛一朗君) ただいまのところ、倉庫につきましても、流通センターをつくるわけでございますが、これは東京地区の倉庫業界が中心となりまして、普通の株式会社を設立いたします。それによって開銀融資を仰いで建てていく、こういう計画でございます。

○田中一君 通産省の指導部長に伺いますが、総合卸センターは現在どの会社がついてるのか。中野の方面にもそういうような施設があるように聞いておりますが、何か総合卸センターとして、そこに各卸屋を集めるには、何か行政上の法的根拠というものを求めてこれをやろうとするのか、それともあなただけで常任指導し、かつまた過密地域における卸事業者、特定の卸事業者を対象にして考慮をされようとするのか、その点はどうです。

○説明員(林信太郎君) ただいまの先生の御質問でございますが、問屋の分散につきましては、法律的な根拠はございません。私どものほうはいろいろ各省あるいは各機関に打ち合わせをして条件を固めまして、その条件を前提に商工会議所あるいは問屋の各種の団体、組合といったところを通じて募集すると申しますか、PRをやつて、それで積極的に動くような状態に持っていくような形になっております。したがしまして、非常に時間がかかるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、問屋さんというのは、なかなかむずかしい業種でございますので、そういうやり方がいまいちのところ妥当と考えております。

○田中一君 その場合に、協同組合でもつくられて——供給者協同組合というか、企業組合でもつくられて、まとめて法的な人格を持たして集めるということになるのですか。それとも個々の人間

が昔の仲店のような形でやっていくのか、どうなんでしょうか、法的根拠というのは。何も単独立法ばかりでなくて、企業組合でも何でもあつたわけですね、商業協同組合でも。そういうものを持たして、それを対象にするのか、この点はどうですか。

○説明員(林信太郎君) 先ほど申し上げましたように、卸総合センターの建設をやりますのは、用地の取得あるいは大きな堅牢な建物、大きな建物をつくるわけでございますので、その資金調達、設計、あるいは前回先生から御指摘がございましたように、ある程度美観というか、バランスと申しますが、そういったことも確保しなければならぬというふうな要請にもあたえまして、一元的なそういう機関をいま商工会議所が中心になつてつくつてくれているわけでございます。その機関が、いま申し上げましたように条件を示して集めるわけでございますが、その場合に、各商品の卸売り協同組合等とも十分接触をしております。そういう場合には、場合によりましてはその協同組合というふうな形をもつて入ってくることも可能かと思つております。大きなところは単独で入つておられる、こういう形になると思ひます。

○田中一君 大体板橋地区は用地費、造成費は別にして、八十億以上のものがかかる。これは金額をわろんそれだけの各省で予算をとつてやるはずでありますから、その点は心配ないのですが、この金、大體金利をどのくらいに想定しているのですか、これに投ぜられる建設費ですね。これは経済企画庁がいいのか。

○政府委員(宮沢鉄蔵君) その建設資金のうちの相当部分は、おそらく開発銀行から出ることになるかと思ひますが、開発銀行の場合には、八分七厘でございます。

○田中一君 そうして、まあ日本トラックターミナルなんかはもう心配ないと思うが、これらの主として零細な卸売り屋あるいは中央卸売り市場に入ってくる業者等は、大資本じゃないことは明らかです。そこで、この借金を返すための資金、これ

はむしろ受益者が負担しなければならぬと思ふ。これは建物は自分のものになるのと、あるいは倉庫なんかは賃貸なんかでやつておるところもあると聞いておりますが。そしてそれらの人がここに集まつてくる場合に、かつて持つておつた店舗というものは原則としてこれは廃業させる、その地域における商売を廃業させるということが前提になつておられるのか、これはよく名店街その他に見られるように、一つの大きな営業の基盤がある、そして自分の出店としてここに店舗をかまえるという形をとらうとするのか、かりにもし憲法論議からいへば、そんなことはありようは無いのです。二つ店を持つと三つ店を持つとが一向差しかえないわけだ、営業のことは。今回の場合はどういふ措置をとつてその店舗を、過密地域というものを解消するのだということが前提ならば、それをやめさせるんだということが前提は必ずです。憲法論議からいへば、これは職業の選択の自由というものがありません。それを何か別の法律でもつて、地域における制限等、建築にもいろいろ制限がございします。地域指定によつていろいろ変わつてくると思ふのです。その点の指導のしかたと受けて立つ地域的な問題で、建設大臣はそれらの残された地域というものをどういふうかあいに考えていくか。これを自由な形でそれに参加させるということになりますと、残つておるほうの店舗をそのままやつて自分の支店だといつても差しつかえない。地域的な規制を加えなければまたそこにもとのおりに残るわけなんです。この点はどうか、両方から。

○説明員(林信太郎君) いまの田中先生の問題、非常にむずかしい問題でございます。理想的に申し上げれば、何らの強制力なくして、いまおられます問屋の方々は、いまの場所ではもうふん詰まりだ、したがつて、新しいところを求めて群をなしてそちらに移つていくというのが理想なんでございますが、なかなかいろいろ取引関係あるいは顧客の習慣、情性等もございします。新しい土地におきまます集落、問屋さんがどの程度質的に量的に

集まるかというふうな問題、いろいろからみまして非常にむずかしい問題でございます。私も内部でいろいろ検討してみただけでございますが、とりあえずの処置といたしまして、いまの状態、麻痺状態が極度に悪くなつてゐる。一例を申し上げますと、いまの問屋さんのマージンというのは大体一、二％ぐらい、よくて三％ぐらい。にもかかわらず、問屋が払つております運賃の比率が一、二％あるいはそれ以上というように上がつてまいっております。自分の純利益と相当額ぐらゐの運賃、あるいは荷役等の増が見られる、こういう状態ではもう経営がどうにもならない、とりあえずの処置といたしまして、いまの体制では、法的にあるいは財政的に強制分散ということがどういふ不可能でございしますので、何らかの形でその自由意思に訴へまして移つていくようなそういう形をとつております。したがしまして、今度の法案にも、御案内のとおりそういう強制規定は入つておりません。卸の実態から申しまして、そのほうがとりあえずの方法ではなからうか。では、そういういかにがんばるなまぬいこととで効果があるのかというふうなことでございします。いまやつております状態を見ますと、かなり一般に目ざめてまいつております。いまの日本橋あるいは日本橋中心の問屋街の中にはかなり大ぜいの方が、どうか群をなして移りたい、その場合に全部廃業というふうな形についてはまだ踏み切れない、これはあと地の処理の問題がからんでおりますが、そういう状況でございます。

○政府委員(竹内藤男君) 通産省でお話ししましたこととダブると思ひますけれども、都心部に問屋があるということが一番問題なのは、倉庫を持つてそこにいるということ、しかも一番困つておりますのが、そういう倉庫とか荷役所がないということでございます。したがしまして、保管所を求め、あるいは荷役所を求めていくということが一番大きな眼目にならうかと思ひます。その場合に、商売をいたします店舗が都心に残ると

いうようなことも考えられますので、あと地処理

等の問題につきましては、その辺のところを見定めた上で将来必要があればと地買上げということも考えていかなければならない、こういうふうに考えております。

○田中一君 いま通産省から、問屋のマーゲンが低いんだというところ、それに開銀から八分七厘ですかの金利の金を借りる、おそろく償還は長期償還になると思いますが、とにかくいままで自分が持っておったところの土地がやはり要当な評価で事業の主体が買上げることがなくちゃならぬと思うんです。私は年とっているから知ってあるんですが、かつては、中央卸売り市場を築地に持っていくときに、あの日本橋川といったかな、あの川の板船権問題が起きた。いままではあすこでもって魚の陸揚げをしておった、そうして川の中に揚げ場があった、これは板船権ですね。その補償のために何十年という訴訟を起して、これは疑獄事件にも発展したことがある。かつての良好な地域である、たとえば日本橋なりあるいは浅草、浅草橋周辺の玩具問屋がいたところとか、あるいは花川戸のはきもの問屋、皮製品の間屋が密集しているところがたくさんある。そういうものはその地が非常に有利で、そうして利益率が高くて繁栄したということの証拠なんです。それを作為的の一つの至上命令的なもので外に移転するということになりますと、これは当然それに対するところの補償とまでいかなくても、要当な価格で、かつての営業権的なものあるいは土地に対する所有権並びに地上権等は妥当な金額で買上げるといふことにならなければ、これはあまりに不幸じゃないか。自分たちが出てしまふ、そうすると残されたところの土地というものは変貌して、自分たちが残っていたら坪百五十万円、二百万円あるいは三百万とかいってあったのが、自分たちが向こうに移るために、そのあとの土地は、それこそ十万円の価値もないということにならないとは限らないのです。なることもあり得るのです。たくさんそういう例はあります。また、新しくそこに企業的な、営業的な利益を生む土地を造成

するために、いままでも近隣のたんぼが、それこそ反当たり二十万か三十万のものが一坪一万円、二万円になることもあり得るのです。逆の見方をもつて、いままでも生業を営んでおった地域、その地区というものは大きく暴落するということもあり得るのです。こういうような中小企業に対する手当てというものが、そういう点でどう配慮されておるか、これは一番大きな問題だと思ふのです、私は。ただ建設省は、おれは知らぬよ、それは物資の流通上の、商売上の問題で、自分のほうは関係ございませぬ、というだけでは済まない。たとえばあとの地域に対する利用のものが、かつて問屋として繁栄したときの価格なら価格で買取る、日本橋の魚市場が向こうに移転するときに、先ほど言ったように、板船権というものに対する大きな何十年間の訴訟が起きて、結局あれは何年目かに解決したものであります、そういうものとして疑獄事件が起きた。こういうことが今日の近代的な、近代的というか、今日の社会にはそままでのものはないとしても、残された土地に対する権利に対する所有権なり認める、所有の権利あるいは営業権あらゆるものに対するところの買取り制度というものがなければいかぬと思うのです。それは狭かったから、今度はちやうどいいから道路にしてしまえということにして、東京都あるいは政府がその計画を立てる。そうすると、いま現在繁栄している問屋街の地価というものは、これを中心にして収用委員会あるいは評価委員会にこれを評価をして移ってもらうというところにならなければ、動くものではないやせんよ。同じように残された過密な商業地域が残るわけですから、これは当然憲法上の職業選択の自由という原則があつて、道路にすればやめるから買取り取られてしまふ、そういうことになつてしまひますよ。

前の計画が、すなわち向こうに移ってもらうという計画がなければいけません。自分を持つておる財産というものを相当の評価でもって買取り取つてくれるというのを希望するわけですから、むろん、この日本トラックターミナルのよう

に国からも資金が出、都からも資金が出て、そして二十億の融資を受け、かつまた、自分自身が八億以上の資産を持つておるといふのならいざ知らず、卸売り業者というものは、ほんとうに、その日かせぎです。あつちの品物を掛けて買つて掛けて売つて、さつき話のあつたように一割の利ざやをかせぐなんというところになると、行つたためにどうなつたか、不幸な目にあつたのじゃないかと思ふのです。この点は、いま都市局長の答弁なんかではとても私は納得できない。何かそこに残された地域の新しい価値が生まれるような施設にするか、あるいは東京都が管理権を持つてしようが、東京都がそれを買取る、あるいは開銀融資等による建設資金に対して、かりに一戸当たり二百万円の金を負担しなければならぬとなつたならば、それが移つたために二百万円は十分に払つてしまつた、あと家賃なり、あるいは無償で買取り取れるということにならなければ、動くものではないのです。その点はどういう配慮をされておるか伺いたい。

○国務大臣(瀬戸山三男君) おつしやるとおりでございます。たとえば倉庫、これが先ほど来御説明いたしておりますように、移ります場合には、できるだけ私どもも移つてもらいたい、正直なところは、しかし、これはいろいろ事業上の関係がありまますから、必ずしも全部移るといふわけにはいかないと思ひますが、あと地を買つてもらつて移りたいという人のはできるだけ買いたい。これは前に御審議願ひましたように、都市開発資金、少ないですけども、そういうところはできるだけ公の土地として買取りたい、こういう考えであります。ただ、いまお話しの間屋街というものはなかなか、先ほど来御説明いたしておりますように、むずかしいところでございます。たとえば大阪の船場地区が非常に過密な状態は御承知のとおり。従来のやり方は、店舗と品物を自分の店舗の支配下に置くという習慣で集まつておるわけでありまます。そこで、たとえば船場の場合でも、あそこでは事実上につちもさつちもならない。公

の立場でいいますと、交通障害の最大の原因になつておる。自分の営業からいつても、先ほど来御説明いたしておりますように、成り立たないような状況、そこで、大阪の場合でも、別な広い地域に団地をつくつて移りたい、こういう計画をいま進められております。ただ問題は、卸のようないわゆる商売の場合は、その地名という、あるいは伝統と申しますか、その点がきつめて執着が強い。船場という名前だけで商売しておるという、これは東京なら横山町とか、そこで商売するといふ一つの独特な味わいがあるわけでありまます。そこで、いま多く考えられておるわけは、店だけはそこへ持ちたい、事務所です。店を出して、品物はそこにあるわけではないが、そういうところに店舗と倉庫というふうなごちゃごちゃしたものでなしに、一体となつた、たとえばビルディングを建てて、そうして集合した狭い事務所を持つて、倉庫は団地にある、電話一本でこういう商取引ができたからその品物をどこに輸送せよ、取引先に輸送せよ、こういう形式をとりとうというものが、いまのおおむねの皆さん直接商売しておられる方々の考えのようでありまます。しかし、集団的に移つてあと地をもう処分をした、こういうところがありまますれば、開発資金でできるだけ買上げて、それを今度は広場なりあるいは適当な施設に利用する、こういう考え方が基礎的な私どもの考え方でありまます、問屋街については、いま申し上げましたように、なかなか複雑な取引上の事情がございまして、こういうことでございます。

○田中一君 その場合には、買取りつてくれるという了解があつた場合には、移つてしまつたあとの地価じやこれはもう話にならないと思ふのです。現在生業中だという前提で買取りというふうな評価がなくなつて困るわけですから、その点はどうか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 評価の問題はきつめてむずかしいと思ひますが、営業補償とか何とかということは、ちよつと困難だと思ひます。た

だその地域がいま利用されておる時価ということ
で開発資金は買い上げるということにしております
すから、やはりここはあき地と利用できないのだ
と、そういう考え方の評価はなされないものだ
と、かように考えております。

○田中一君 やはりもうすでに問題を残すので
す。問題を残しちゃいけないのです。もつと明確
に、何も数字の問題を言っておるのじゃないので
す。明確に計画書である建設大臣がそれに対す
る、これはもう権利金がどうとかこうとかいうよ
うなことじゃなくて、はっきりと安心して移れると
いうような発言がなくなっちゃいかぬのですよ。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 現在やっております
のは、たとえば工場が移転する、あるいは倉庫が
移転する、そういう実例があるわけでありましか
ら、やはりその当時の地価で買い上げる、こうい
うことにはしておるわけでございます。ただ営業補
償とか何とかということになりまします、営業は
ほかでやるためにセンターをつくるわけでありま
すから、そこまでするわけですか、ちよつと私は
ここで明言ができないということでありまします。

○田中一君 通産省の指導部長のほうで、従来そ
うした、その地域をあげて移転したという例は御
存じですか。大阪の井池というところに繊維街が
終戦後できたということを聞いておるが、あれな
んかはどういう形だったのですか。そういう
ケースはありますか。

○説明員(安岡孝君) 私、実はこちらに参ります
まで大阪におりましたので、若干御説明をいたし
ますと、ただいま建設大臣からお話ございました
たように、船場の繊維業者、相当たくさんの方
が、御堂筋でございますけれども、御堂筋をまっ
すぐ北に上りまして、御堂筋を通じまして船場と
きわめて連絡のいいという場所に土地を求めま
して団地を形成しております。それらの考え方は、
いま大臣からお話ございましたように、将来は
取引の中心があるいは御堂に全部移るかもしれな
いけれども、いま直ちに移すということはなかなか
困難である。したがっていまして物の関係、輸送の

関係あるいは従業員のレクリエーションセンタ
ーの関係等はすべて移りまして、取引は船場の事務
所である、したがって、船場の事務所自体も倉
庫部分が移りますと、あと拡張いたしまして若干
近代的な経営ができるような形に整備するとい
うことで問題の処理をいたしております。したが
って、あと地の処分については、船場では実は起
こっていないのでございます。しかしながら、将
来だんだんと船場が御堂が中心になってまいると
いうことになりました場合には、やはり先ほど大
臣もお話ございましたが、御堂が繊維の中心だ
というふうな評価になりました問題とあわせまし
て、業者としてはひとつ考えていきたいというこ
とで、あと地の処理というものは、いま直ちに中小
企業の団地の場合には起こっていないのが実情で
ございます。

○田中一君 あなた大阪の場合には、大阪はあ
しき盤の目のように、道路が狭いとか広いとかい
う問題は別として、一応で地上がつておる町です
が、東京の日本橋の横山町とか、橋町とかい
った、もうこれはひどいものです。道路四メ
ートルないで、四メートルくらいのものか、な
その中に車一台通つたらおしまひになるような道
です。だから、大阪の例は、私も大阪知って
おりますからわかりましますけれども、問題は生業中
の地価というものを中心にして買収しようとする
のか、あるいは向こうに移るのだ、いわゆるこれ
は商業地でなくなつてしまふぞ、オフィス街に
なつてしまふぞということとを前提として土地を
買い上げようとするのか、その辺のポイントが明
かにならぬと、商工会議所であつても、お
そらく問題起きますよ。どちらでやつてくれるの
か。やはり生業中の地価というものを認めて、そ
の場合にはそういうことになるでしょうとい
うことを瀬戸山さん言わぬと、これはやっば
り問題になりますよ。そのくらい言つてごらん
なさいよ。かまわぬじゃないですか。

○政府委員(竹内藤男君) ただいま大臣から御説
明されました土地開発基金の場合には、買います
ときの時価でございます。そのまわりに相当大部
分が都心の地区でございますので、実態をいたし
ましては、まわりで営業しておるような施設が相
当ございまして、そういうようなものの時価で
買い上げるということになるのでございます。

○田中一君 私一番心配するのはその点が一つ
と、もう一つの問題は、で地上がつた団地周辺に
対する規制の問題なんですよ。せんだつては建築
物そのものの、あるいはその周辺に林立しようとい
うような広告塔なんかはどうしてもこれはやめろ
というのを言つたわけですよ。同時に、これは築
地の中央卸売り市場を見ればわかるのとおり、私設
市場がで地上がるのです。これは日本の資本主義
経済の一番悪いところなんです。これは必ず、こ
の団地が何十万、全部で相当な団地になります
が、この周辺が、聞いてみると住宅地はほとんど
ない。いわゆる住宅のストラム街ができたら困る
というのを配慮しているらしいけれども、たとえ
ばトラックターミナルにしても何万坪の土地を持
とうと、これはおそろしく有料駐車場のはずで
す。そしてまた、それだけ大きなものの中に入り
込んで小回りの運送というようなものがちよつと
不可能になるわけですよ。出入りが、この周辺に
必ず私設の駐車場ができます。と同時に、この周
辺に必ず卸売りと小売りの中間の非常に低いマ
ージンを取つて、そして非常に便利であるとい
うのが第一。あんな中に入らぬでも同じものが向
うより一分安く買えるのだということになれば、
そこで買つちやいますよ。向こうに入り込んで、車
持つていつてそれで出入りにも時間がかかるとい
うことになれば、商売のことはよく知らぬけれど
も、次の卸売りと小売りの中間的な店舗がたくさ
んできます。必ずできます。ターミナルができ
たつて、自分の車持つてあの中に入つたら出るの
にたいへんだと、この周辺に置いておいて、そこ
もつて、現在の築地の市場を見れば御存じのと
おりですよ。場外市場というものが、非常に大
きな、野菜なら野菜、くだものならくだもの、何
何という商品別になつて集団的にばくは発達する

と思う。これは、そんなことは絶対ありません
という答弁がほしいのだけれども、だれか、だれ
でもいい、そんなことは絶対にありません、とい
う答弁をひとつしてくれれば、その問題は納得す
るのですけれども、どうですか。

○委員長(松永忠二君) ちよつと速記をとめ
て。

【速記中止】

○委員長(松永忠二君) 速記つて。
○政府委員(竹内藤男君) 流通業務地区内にお
きましていろんな場外市場とかあるいは零細の商
店、飲食店等が乱立して、種々環境の悪い市街地
ができるのじゃないかというふうな御質問だと思
います。この法律におきましては、地区におきま
して必要な公共施設——団地の外の地区です。必
要な公共施設を都市計画で進めることにいたして
おります。必要な道路、駐車場あるいは広場とい
うような公共施設は同時に都市計画としてきめま
して、その整備をはかつていくということに
いたしております。

それからもう一つは、これは基準法の関係であ
りますが、容積地区等は当然東京都として環六で
いまやつておりますが、環六外につきましても容
積地区に指定をすると思ひますが、そういう場合
にも、建物が密集しないように、容積地区は避け
ることにしております。それからそういう地区に
おきましては、板橋等をやつておりますように、
われわれはいたしましては、土地区画整理事業を
施行するように進めてまいる、こういうよう
なことを考えております。

さらに、この地区の用途でございますが、小売
り商店とか旅館、飲食店、遊興施設というよう
なものは設置させないことになっております。そ
ういふようなことによりまして道の細い、あるいは
いろんな建物が密集してそこに悪い市街地ができ
るというのを防止してまいりたいと、こういうふ
うに考えております。

○田中一君 それは悪い市街地とかいい市街地とい
うのじゃなくて、こういう流通センターをつくつ

ても、その周辺に必ずそれに準ずる同じような性格を持つところの場外市場的なものができるといふのです。これをやはりある地域的に、ただ建築基準法だけでは、あるいは地域指定だけではこれはとまるものではないのです。これをどうするかということなんです。やはりそれが規制されなければ同じような姿になってしまふわけなんです。こういう点は、これは経済企画庁も考えるのかどうか知らぬけれども、ただ、民有地というものを規制しようとするのは、いまの基準法上の地域の制限でもってしようとするかもしれぬけれども、それだけではとまらぬと言ふんです。とまらぬ場合はどうなるかということを考えて、これは何かそれに対する措置をとらなといけないと思うんですが、いまの都市局長だけの答弁じゃ十分じゃないと思うんです。

○説明員(堀川春彦君) ただいま中央卸売り市場に關連いたしました御質問でございますが、中央卸売り市場の立場からいまの御質問にお答え申し上げますと、中央卸売り市場がかりに板橋にできるといふことに相なりますと、これは青果物を予定いたしておりますが、昨今の青果物商は必ずしも青果物だけ売っているわけでもない。これから市場が十分に商業機能を發揮するためには、多くの買い出し人、この場合小売り屋さんがおもでございますが、この市場に來まして青果物を仕入れると同時に、その他若干の必要な品物をそろえて買えるという必要があるわけでございます。それが市場として繁榮する、魅力のある市場になるというところが一つの大きなポイントでございます。かような観点から、どのような市場において市場内付属営業店舗を、開設者が許可をいたしましてそういった品物を扱わせるということをやつてもいいわけでございます。さうな形で、中央卸売り市場の青果物仕入れに關連をいたしますと、関連の小売り営業と申しますか、先ほど先生のおっしゃつたようなものは、新しくつくる市場でございますから、その場内で販売できるよういたしました、かように思うわけでございます。

なお、周辺におきます一般的な市街地の造成につきましても、局長の御答弁なさつたとおりでございます。こういったものが整然と整理をされれば、また周辺のそれぞれそういった市街地において買い出しをして帰る、かようなことに相なつていくかと思ひます。

なおまた、中央卸売り市場におきましては、いわゆる類似市場に対する一つの制度というものがございまして、類似市場が中央卸売り市場の中において取り扱つております商業品目の流通の關係からいたしまして、中央卸売り市場の機能を阻害するとか非常に不適当である場合においては、これを監督、規制するという規定もございまして、かような規定を活用いたしまして、中央卸売り市場法の立場から、局長の御答弁なつたような場外における整然たる市街地の造成、こういうことに協力をしてまいりたいと思つておるわけでございます。

○田中一君 どうもその程度じゃだめですよ。ここに、場外市場的なものを中央卸売り市場では許可してゐるんですか、一々。

○説明員(堀川春彦君) 法律の制度からいたしますと、許可ということには相なっておりません。届け出を要するということに相なつておりまして、届け出のあつたものにつき、内容を見まして、中央卸売り市場の運営の立場から見ても問題があるという場合は指導監督を加える、かようなことに相なつておるわけでありまして。

○田中一君 競馬でも場外競馬を許可してゐるんだから、どんなそんなこと何でも、何というか、届け出の許可がないものでも黙認するだらうけれども……。

それから、もう時間がないから……。この団地内には、そこに出入りする人間の生存のために必要な施設は、これは認めるんですか。

○政府委員(竹内藤男君) この法律の処分のところに書いてございまして「政令で定める者」といふうに、政令で委任してございましてけれども、従業員の食堂とか、あるいは娯樂施設とか、あるいは

その他の福利厚生施設というふうなものにつきましては、政令で定めたいというふうに考へております。

○田中一君 たとえば環境衛生關係の業務ですよ、床屋を許可するとか、あるいは料理屋とか——料理屋と言つちや語弊があるけれども、めし屋を許可するとか、ちよつとコーヒー、喫茶店というものをやるとか、これはやっぱり、玉突きなんかも福利厚生施設ですか、マージャン屋も福利厚生施設ですか、結局人間が生存するわけですよ。この広大な敷地の中に、ケン粒のような点でもって人間が集まつてゐるわけですから、これは一々自動車に乗つて床屋へ行くのじゃこれはとてもかなうものじゃございせん。めし食に行くのに車でもつてめし屋へ行くのじやかなうものじやありませんよ。だからそういうものが——住宅はこればかり何人かは必ず泊りますよ。これは原則として、そういうものはいゝゆる住宅として認めないであつて、宿舎的なものは認めるということになるのか、そういう点の私は、いゝゆる生存に必要な、生きるために必要な諸施設というものを、どういふ形で許可しようとするのか、それをいま政令で云々、いまおっしゃつたようなことじやその範疇に入らぬのです。ふろ屋にしてもそうですよ。どこか一々車に乗つてふろ屋に行つてはたしへんだから、ここでもつてひとつ入らうということになる。それは福利厚生施設としてその機能を持つてはいけけれども、卸売りセンターというのは、そんなこと言つちや悪いけれども、そんな福利厚生施設にうんと金かけたらかなわぬです、一%の利益やしないかときき言つてゐるのだから、そういうものはどういふうに持つていこうとするのか。

○政府委員(竹内藤男君) 流通業務地区の機能を害するおそれのないもので、そこに仕事をするために、職員が必要ない意味の福利厚生施設と申しますか、そういうものは政令で定めまして、建築できるやうにいたしたい、こういうふうに考へます。

○田中一君 そういう施設ですね、私がいま例示したようないろんなものは、風俗営業的なものでそれは認めるのだということではないんですか。

○政府委員(竹内藤男君) 厚生福利施設の中には娯樂施設も含めて考へておるわけでございます。○田中一君 もっと、それでそういう法律的な法律用語じゃなくて——マージャン屋はいいんですか。——そうしなないと困るんですよ。そういう点を具体的にずばりとやつてくれればいいんですよ、私は。これは東京都が今度管理するんだ——現在までの東京都というものは、非常にさういふ点において、これは一つの権利になりますから、乱れておつたわけですよ。そういう点から、どんな大知事が生まれても、おそらくそれが自由にならぬだらうと思ふ。本来なら東京都がそんな仕事やるべきなんです。それを住宅公団等に宅地造成させるとか何とかというところは、やつぱり将来の管理運営は東京都に、一応自治体にまかしても、そういうものがいゝゆる広義の解釈で自由になるやうになると、また新しい問題がここに生まれるのじやないかという心配をするわけなんです。その点はひとつ——いま、まだまだ私は質問があるんですが、それをひとつ、その点はどういふものを——いままで流通センターの機能だけをやってゐるんです。これによつて、何万人かの人間がそこでもつて生活するんですから、昼間なら昼間でも生活するんですから、働くわけですから、それに対するどういふものをわれわれは考へていいか、考へられるものをびしやつと休憩中に考へて出してください。午前中これだけにしておきます。

○政府委員(宮沢鉄蔵君) 先ほど開銀の貸し出し金利のことで御答弁申し上げましたけれども、ちよつと違つておりましたので、訂正させていただきます。

実は、先ほど八分七厘と申しましたけれども、

ことしの一月一日から八分四厘に下がっております。現在は八分四厘でございます。

○委員長(松永忠二君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松永忠二君) 速記をつけて。

これにて暫時休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後三時十四分開会

○委員長(松永忠二君) これより委員会を再開いたします。

日本勤労者住宅協会法案を議題といたします。提案説明を聴取いたします。衆議院議員井原岸高君。

○衆議院議員(井原岸高君) ただいま議題になりました自由民主党、日本社会党、民主社会党提案にかかる日本勤労者住宅協会法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近年著しく改善された衣や食に比べ、国民生活の最も基盤となる住宅事情がはなはだしく立ちお

くれていることは、御承知のとおりであります。このため、政府においても、社会開発の一環として住宅対策を重視し、国民の居住水準の向上をはかり、少なくとも、昭和四十五年度までに「一世帯一住宅」の実現を期することとし、今国会に住宅建設計画法案を提案し、これに基づき昭和四十一年度以降毎五年ごとに住宅建設五カ年計画を策定することとしておりますが、今後の計画においては、公営住宅、公団住宅などの住宅建設の拡充をはかるとともに、民間資金を活用して、一般の民間住宅の建設についてもその促進をはかる必要がありま

住宅の供給機関としては、昨年六月の地方住宅供給公社法の制定等により、公的な供給機関はほぼその整備を終えたのでありますが、住宅建設の大宗を占める民間住宅の建設についての機関はま

だ十分であるとはいえず、今後その整備が必要であるというのが現状であります。

この法律案は、以上の観点から、今後一般民間住宅の建設の促進をはかるため、勤労者の自主的組織によって良好な住宅が勤労者に供給されるよう日本勤労者住宅協会を設立することとしたのであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず、第一に、勤労者に対し住宅供給を行なう民間の自主的組織として設立される本協会の性格にかんがみ、出資者の範囲を労働金庫及びその連合会、消費生活協同組合及びその連合会、その他勤労者のための福利共済活動などを目的とする団体に限定することとしたいたしました。

第二に、本協会の行なう事業としては、勤労者の蓄積した資金を他の資金とあわせて活用して、勤労者のための住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡並びに宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡等を行なわせることとしており、業務の適正をはかるため、建設大臣が定める基準等に基づいて住宅の建設を行なうこととしたいたしました。

第三に、本協会は、建設大臣が監督することとし、定款の作成及び変更、役員を選任または任命、業務方法書の作成及び変更、事業計画及び資金計画の作成及び変更につきまして、事業の公益性を確保し経営の健全化をはかるため建設大臣の認可を受けさせることとしたいたしました。

なお、事業計画、資金計画の認可にあたっては、建設大臣は厚生大臣及び労働大臣に協議することとしたしております。

第四に、本協会の組織として、出資者の意思を反映するとともに、業務執行の適正を確保するため、出資者の代表及び学識経験者からなる評議員会を設置し、定款の変更、業務方法書の作成及び変更、事業計画及び資金計画の作成及び変更等の重要事項の議決機関としたしております。

第五に、本協会による住宅の建設及び宅地の供給が円滑に行なわれるよう国税、地方税を通ずる

税制上の優遇措置及び宅地建物取引業法の適用の特例措置を講ずるとともに、住宅金融公庫及び年金福祉事業団が、本協会に対し必要な資金の貸し付けについて、配慮しなければならないこととしたいたしました。

なお、協会の設立に伴い、現存の財団法人日本労働者住宅協会の権利及び義務を、本協会が継承することができるといたしました。

以上が、この法律案を提案する理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(松永忠二君) 本案についての質疑は、後刻に譲ることいたします。

○委員長(松永忠二君) 土地収用法の一部を改正する法律案を議題といたします。衆議院における修正案について、修正案提出者衆議院議員井原岸高君より説明を聴取いたします。

○衆議院議員(井原岸高君) 土地収用法の一部を改正する法律案に対する修正案の要旨を――ただいま議題になりましたが、土地収用法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院における修正部分の要旨を御説明申し上げます。

修正案につきましてはお手元に配付してござい

ますので、別に朗読はいたしません。修正案の趣旨を簡単に申し上げます。

御承知のように、現行法では、取得した土地の管理については規定がなく、これが適正な管理をはかるために、起業者は、取得した土地については、公共の利益に沿うよう適正な管理を行ない、土地を事業の用以外の他の用に利用し、利用させるときは、当該土地の周辺の環境を阻害しないよう配慮しなければならぬものとしたのでござい

ます。

何とぞ全員の御賛成をお願いいたします。

○委員長(松永忠二君) 本案についての質疑は、後刻に譲ることいたします。

〔速記中止〕

○委員長(松永忠二君) 速記をつけて。

○委員長(松永忠二君) 次に、流通業務市街地の整備に関する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言願います。

○達田龍彦君 午前中に引き続き、若干関連がありまして質問をしておきたいと思っておりますが、先ほど午前中の質問の中で、移転と地の買い上げの問題について御回答がありました。そこで問題なのは、大臣の御説明ですと、都市開発資金で処置をしていきたいという御発言でありますけれども、私の認識では、都市開発資金というのは、工場と地の買い上げ、これを大体的にしまして特別会計をこさえたという認識でありますけれども、この都市開発資金でもって、一体今回の流通センター業務の移転と地の買い上げも対象として考えておられるかどうか、明らかにしてもらいた

いと思っております。

○政府委員(竹内藤男君) 都市開発資金は二つに分かれております。一つは、首都圏、近畿圏の既成市街地内の工業制限を受けておる区域にありま

す工場等――工場、学校に限られております。二

号におきまして、公共用地の先行取得という場合には、どこでも買い上げられる、都市の限定はござい

ません、ということでありま

す。

○達田龍彦君 そうしますと、法の対象には一応なるということですね。であります。具体的に

そういうあと地の買い上げというものを開発資金の中で充てようという具体的な御計画があれば示

してもらいたい。

○政府委員(竹内藤男君) 午前中に大臣から、あるいは通産省のほうからお話がございましたように、現在のところ、問屋その他が移ります場合に、それが全部あらゆる施設を全部移転するの

かどうかという点がまだはつきりいたしませんので、今年度の計画においてはまだそこまで考えていないわけでありま

す。

○達田龍彦君 それでは私も非常に疑問に思っ

ておるわけでありま

すけれども、まあ流通団地を

つくって、そこへ一つの副都心を形成をしていく。団地をつくることによって都市を誘導するという、誘導させ方でありませうけれども、いまのこの法律で考えられている範囲で、一休もうように流通施設あるいはそれに付帯する業務あるいはそれと関連しての都市の形成というのが、一体この法律程度でできるかどうかという、私は危惧と疑問を持つのであります。そこで私の考えでは、おそらくある、集中されているこの流通業務施設というものが、資金の関係あるいは便、不便の関係等から考えて、全体として移るといふことではなくて、むしろそのある施設はそのままにして、団地ができればそこに別の形で施設を求めるといふ形式のほうが非常に多くなってくるんじゃないかという気がいたすのです。それでも一応集中を抑制するという意味では抑制措置は講ぜられると思ひますけれども、それでは私は必ずしも十分でないという気がいたすのです。したがってそういう面について、税制上の問題あるいは土地の買上げの資金が潤沢にあるなしの問題あるいは貸し付けの利回りの問題、特に中小企業においては非常に経営が困難な実情にあるわけでありませうから、団地を買い上げ、さらに施設をしていくということになると、これは容易にこれに應じ切れないような結果が出てくるのではないかと気がいたすのです。こういう点非常に疑問を持つのであります。そういう面での効果性という点をどう建設省としてはお考えになっておるか、御説明願ひたい。

○政府委員(竹内藤男君) ただいま御指摘ございましたように、移り方としては二つ——移り方といひますか、団地のまとめ方としては二つあるんじゃないかと思ひます。一つは、先生の御指摘のように、今後増加するものがそこにとまて入っていくという形、それから現在都心あるいは都心周辺にございす施設がまとまて、あるいは個々に移転をする、こういう形で団地が形成される、二つあると思ひます。われわれといたしましては、トラックターミナルその他、公の手である程度動かすことができるものを全国的に適地に配置いたしまして、それを中心にいたしまして団地を形成していきたい、こういう考えでございます。先刻御提出いたしました資料の一番最後にもございませうに、問屋その他におきまして、保管場所を求めるといふような意味において外に出ていきたいという気持ちがございます。さらにまた、大都市の人口がだんだん移つてまいります、それに伴つて都心の店舗が移つていくというやうな意味で出店のような形で分離していくというやうなものもございませう。あるいは施設の種類のございませう、都市外に散らばつていくというものもございませう。そういうようなものをまとめていくことによって漸次流通基地としての団地を整えていけば、そこに今後ふえるものも集まつてくるし、そういううちにそこに商取引が行なわれてくるということになれば、新しくそこが商業の中心地になつてくる、こういうやうな形をとつて団地が形成されていくのではないかと申すのは、このやうに誘導する可能性、それを誘導させていくのはどういう手段によつてやつていくかということでございますが、まず第一に、都心部におきまして現在こういうやうな施設が集中しているというやうなことがあると思ひます。しばしば御説明申し上げましたように、交通の問題あるいはその他、施設の拡張ができないというやうなことで現在営業の困難を訴えているものが、問屋につきまして七九%ございませう。倉庫につきましては六〇%、トラックターミナルにつきましては七五%ぐらゐでございます。こういうのは特に都心の地区に多いわけでございますが、こういうものにつきましては、保管施設を求めたり、その他の形で外へ出ようという傾向があらわれているわけでございます。それから、この前の資料にございませうに、移転の希望が相当ございませう。卸についてみますと、他の地区へ移転を希望しているものが二九・四%というやうなことでございまして、

倉庫に困つてゐるものの比重がこの中で最も高いというやうな資料も出ております。それからもう一つは、いま施設の拡張ができないというやうなことが、やはり問屋さん方の中の商売上の競争の上で問題になつておまして、漸次規模が拡大し、あるいは施設が相当なれば太刀打ちしていけないというやうな問題がございまして、あるいは資本合同、あるいは協業というやうな形をとることになつていくだけの相当ゆとりのある土地を持つていくことを希望しているものは、相当あるわけでございます。こういうやうな、全体的に外へ出ていくやうな希望があるということは、現在都心に集中している有利性が失われているということでございます。それからもう一つは、この法律によりまして団地をつくりまして、これを公共的な事業主体がつかうわけでございますから、相当広い規模の土地を比較的安い地価で処分することができるようでございます。こういうやうな流通団地をつくりまして、そしてそこにトラックターミナル等の大きな集散基地というものが接近してつくられるということになりますと、そこへ行く魅力というものもそこに生まれてくるんじゃないかと、こういうふうにお考えのわけでございます。ついでに申し上げますが、流通センター参加の意思ありやというアンケートをとつておりますが、それによりますと、卸業については三七%が意思あり、倉庫業では四八%、運送業では四六%が参加の意思ありというやうな希望調査が出ていられるわけでございます。

○達田龍彦君 いま、計画の中で町を形成していく、都市をつくるんだという話ですが、いまある、すでに副都心的な構成になつておる都市の中で流通団地をつくる、そこにとまてセンターをつくつて、その目的を果たしていく、こういう計画は現在あるのかないのか。いまの御説明では、まあ、いふなれば副都心的なところに町をつくる、というものがお考えのやうであります。東京の場合でも、その集中した都市のわきに副都心的な様相の町がいまあるわけですね。この中で流通センターをつくる、その中の緩和をはかるという計画が一つでも二つでもあるのかないのか、この点。

○政府委員(竹内藤男君) 副都心地区におきまして、この法律で考えておりますやうなトラックターミナルを中心として、そのまわりに卸倉庫を張りつけるというやうな形の流通センターというのは、現在のところ考えておりませんけれども、ただ、先ほど通商産業省の方が申されましたやうに、総合卸センターというやうな大きな建物を建てて、そこに収容していくというやうな形のものは、副都心でも考えております。これは通産省のほうから御説明いたします。

○説明員(林信太郎君) 昨年の秋の産業構造審議会の答申によりますと、卸総合センターというものの設置を促進すべきだということでございますが、その中に二つございませう。一つは、銘柄取引可能なもの、あるいは重いもの、あるいはかさ高のもの、こういったものはできるだけ周辺部に設置する、この場合、物の扱い、集配、保管といった仕事と取引とが、うまく分かれるわけですね。それからもう一つ、実は都内の小売り屋さん相手のいわゆる店売りという問屋形態がございませう。これは現物を見て取引するという形でございます。この場合には、やはり買いに参ります小売り屋さんの便利というものが非常に大きな問題になりますので、東京で申し上げますと山手線の沿線にございませう、そこに問屋デパートのやうなものをつくつて、そこで、いま横山町とかあ

るいは浅草橋とかいうような形で極度に密集しておりますところの間屋街の少しでも多分散に持つていく、こういうような内容になっております。

○達田龍彦君 そこで、副都心をつくるという計画ですから、都市の形成として、この流通業務を中心とする都市でありませうけれども、やはりそれには業務施設、さらには消費施設、大きく分けてそういうものが都市構成の大きな要素になると思ふのであります。それで団地計画の中では、倉庫や問屋街や工場街というものが考えられておるけれども、業務施設あるいは消費施設をどう誘導し、町形成をはかっていくかというのを団地の中に考えるか、団地の外に考えるか、これは考え方があると思ふますけれども、はかれないと町としての機能を十分に果たし得ない結果になると私は思ふ。先ほど田中先生御指摘のあったように、流通業務団地をつくつてみても、やはりそのほかに関連する人たちは生活をしていかなければならぬ、あるいは町をつくらうということになれば、それに伴つて業務施設なり消費施設というものがそこに集中しないと、町の施設としての機能を果たすことができないという結果になるわけですから。そういう意味では、一体、どういう形でそれを町構成の中に含め、誘導していくのか、そういうものは全然考えない団地構成という形になるのか、そこら辺のところを御説明いただきたい。

○政府委員(竹内藤男君) まず最初に、この流通業務団地なり、あるいは流通業務地区というものは、完結した市街地を考えているわけではございません。いわば東京の内部にございます商業地区の一部もそこに出てくるというようなことでございまして、したがって、流通業務地区というものは、流通業務を付加された地区というやうな性格が出てくると思ふます。しかし、おっしゃいますように、そこに相当の地区があり、従業員が働くわけにございまして、いろいろな施設が必要だと思ふます。まず、団地につきましても、トラックターミナルや貨物駅、中央卸売り市場ある

いは保管、荷さばき、集配の施設のほかに、当然、事務所というものがこの中に入つてくる、こういうふうな考えております。しかし、それ以外の施設というものにつきましては、地区の中で、先ほど田中先生への御答弁のときに申し上げましたように、地区のほうでさして申します、こういうふうな考えております。

○達田龍彦君 地区の中で考えるというんですか。私は、副都心的な性格を持つとすれば、いま言うように、業務施設も集中してくるだらうし、それから消費施設も集中してくるだらうと思ふのです。これは町構成の、都市構成の構成要素から考えたりや当然のことだと私は思ふのです。同時に、それを取り巻いて住宅ができる、もちろん道路、公園その他の公共施設もあつなければならぬ、そういう町構成や都市構成が出てこなければならぬと私は思ふのであります。先ほど申し上げたように、大体、業務施設が先にできて、流通施設がそれに付随をし、そして消費施設が付随をし、町というものがつくられていく、こういうのが本来一つの形態だろふと思ふのです。ところが、その一部分であるところの町を、中心でない流通施設を先につくつて、そこで町をつくらうというのだから、目的は流通施設の分散にあるから、それを入れても、都市構成のあり方として非常に私は原則的なあり方ではないんじやないかという気がするんです。そういう意味での都市構成の要素として都市をそこへ誘導しようとしても無理があるんじやないかという気がするんですが、一体そういう面に対する誘導措置をどう考えているか。それから町構成の中でもそういうものをどう位置づけようとするのか、そこら辺の説明がほしいんです。

○政府委員(竹内藤男君) もちろん地区の外の問題があるのでございしますが、たとえば板橋地区に流通業務地区を設定し、その中に団地を設定するということにいたしますと、当然その地区には住居地区がございします。あるいは業務地区あるいは商業地区というやうなものがついてくるわけ

でございします。そういう問題につきましては、これは東京都の都市計画という中におきまして、現在用途地区が全部塗られておりますけれども、こういう施設が大きく出てまいりますと、これは用途地区の変更ということになり、東京都全体の用途地区の構成のしかたという問題の中で、特に板橋地区に着目して構成をしている、こういうことにならうかと思ひます。

○達田龍彦君 それではさきの都市開発資金の問題にかかりませうけれども、私の記憶では、ことしの都市開発の資金は十五億であつたと思ふのです。工場あと地の買い上げ、あるいは公共用地の買い上げに充てますと、おそらく私はこの流通業務団地に充てる費用というものはそれ自体でもう足らないやうな現状ですから、資金のワケからいつたらほとんど法律適用の範囲ではあつても、現実には不可能ではないかと思ふのです。それで団地に移転をさせるあるいは誘導するといつてみても、中小企業の中ではたいへん金に困つておつて、団地を買い上げて施設をつくるという状態ではないかと思ふ場合はどうするかという問題が必ず私は出てくると思ひます。これは当初は、一体そういう計画どおりいくだらうかという警戒が業者者にあります。だからなかなか移転というところについてむずかしいと思ひますけれども、だんだん都市形成がされて、なるほど便利だと、このほうが業績もあがるというのを業者が考え出しますと、そういう状態は非常に大きくなつてくると思ふのです。そういう状態のときに移転をしなげやならぬものを、あと地も買い上げてくれな、こういうことになるかと移転ができないというところになるわけでありませうが、そういうことがあつたときには一体どうするか、将来の都市開発資金のワケというもののだけでは、工場用地のほうに非常に私は大きなウェイトを占めたいと思ひますし、また、そういうことを本旨としてつくられた法律のように私は理解をしておりますから、別にこれについては特別の資金ワケというものを考える必要があるのではないかと一氣も一面してはいるわけでありませう。

が、そういう面について、一体どうしていくのか、お答え願ひます。

○政府委員(竹内藤男君) 御指摘のように、今年度の都市開発資金のワケは十五億でございしますし、工場あと地を中心として今年度は考える、しかし、達田先生おっしゃいますやうな事態に立ち至れば、当然これはあと地は都市計画的な利用とすることを考えなければならぬと思ふます。買い上げていかざるを得ない、そういう場合には資金の手当てをわれわれのほうで十分できるように予算を獲得していき、こういうやうに考えております。

○達田龍彦君 見通しがありますか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 先ほど来申し上げておりますやうに、現在そういう予定された土地がないわけでありませうが、これは漸次いまお話しのように団地が整備されますと、あちらがいいということになると思ひます。また、そういうことを期待しなければならぬと思ひます。そうなりませうと、すべて総合したそういうことをやりやす体制をやはりこれと一貫した施策としてつくる必要がある。見通しはあるのかと言われると、いま幾らというわけにはまいりませうけれども、当然に政府としてはそれに協力をすると、こういう考えでございします。

○達田龍彦君 そこで、もう一つ私が心配になるのは、移転をするにあつて特に中小零細企業になりませうと、団地の買い上げ費用あるいは建設費用というもののついて必要だけれども、なかなかという気持ちが出てくるんです。勢い、大きな企業でせうね、金を持つていて、信用力があるというところがそれに優先して入るきらいが出てくるというところもあるんではないか、そういうきらいも実は私は懸念として持つてゐます。それで通産省あたりでいろいろこれに対して手だてをされると、こゝろ言つてはいいけれども、現実にはやっぱりそういう資金と信用力がない企業は、なかなか移転しようとしてもできないというところで、そのまゝになつてしまふというきらいが出てくるのではないかと。私はむしろそういうところをこの際団地の

中に国の法的、資金的裏づけをもつて入れて、そうして健全に育てていくという姿勢が背景になければならぬと思うのです。そういう面で非常に危惧するんですが、そういう規制は法的裏づけがないんですか。これについてどうですか。

○説明員(宗像善俊君) ただいまの先生の御質問でございますが、われわれといたしましては、卸売業者の大半は中小企業でございますし、今回の卸総合センター、流通センターにそういう人たちが入るようには開帳から融通することを考えておりますので、実態の運用につきましては、われわれと密接に相談させていただきまして、遺憾のないようにいたしたいと考えております。

○達田龍彦君 よくわかりませんが――農林省からおいででございますか。卸売リセンターのやつですね、中央卸売リセンター、これは私も少し私の関係で尋ねてみたんですが、たとえば中央卸売リ市場を移転するというようなことは、概念的にはわかって、実際に既存の都市形成というものはそれを中心に行なわれている。経済活動もそれを中心に行なわれている。また、そういう形でみなもう長い間生活しているわけですから、だから一気にこれを移転するということになる、この社会問題としても、政治問題としても大きな問題だろうというところを、そういう関係者からよく聞いています。それで、計画の中で、いま既存の中央卸売リ市場をこの中に移転しようという計画があるのか。ないとすれば今度新しく卸売リ市場をもう一つ指定してつくるわけですから、その場合に、全体の流通機構の問題で流れが変わってくるんです。そうすると、現にある流通市場がある意味では変化をするんです。それに伴って他の業務の影響でなかなか営業が成り立ったり、成り立たない業種も出てくる、これは確かにあるんです。そういう面の配慮をどうしているのか、お尋ねをしておきたい。

○説明員(堀川春彦君) 中央卸売リ市場の計画的整備の一環といたしまして、この流通センターと中央卸売リ市場を建設をするというところを考

えているわけですが、具体的にいま考えておりまして進めておりますたとえば板橋地区につきましましては、どこかの市場がそっくりそのまま移転するというような形では必ずしも考えていないわけでございます。御承知のように、東京都には青果物の中央卸売リ市場が都心部に二カ所、築地と神田にございます。その中間の部分に五つの市場がございまして、さらにその五つの市場の外側の周辺の区部にこれらの市場の分場というものが小さいものが十三あるわけでございます。これらの市場配置につきましまして、青果物の東京都における流通が円滑に行なわれるかどうかと申しますと、実は都心部の市場におきましては、きわめて狭隘な状況でございます。ことに買い出しあるいは搬入にトラックがその特定の都心部の周辺に集中しているというところから、交通上も問題を起しているというところからでございます。このまま放置をいたしますと、ますます物資の流入量はふえ、それが都心部においてもかなりふえるという見通しがあるわけでございます。これをどうするだけ周辺の区部において受けとめるというような考えがあるわけでございます。たまたまこの流通業務市街地の整備に関する法律というものは、私どものそういう考え方にも一致する点がございまして、そうして積極的にこれを活用し、都心部まで物資がこれ以上流入することをできるだけ避けた、さような意味で新市場を周辺につくるわけでございます。そういういたしますと、そこに施設だけできまして、そこが市場としてつづいて機能をするということが必要になってくるわけでありまして、この商業機能をしっかりと果たすためには、施設と並行いたしまして、そこにふたは商業機能を収容するという問題が出てくるわけでありまして、この問題につきましましては、私も当然、東京都における各市場の青果物流通において果たしている機能の分担関係というものを将来どうするかという、こういう問題があるわけでありまして、特にその商業機能の中心をなすものは卸売リ

業務でございますから、この卸売リ業務につきましましては、中央市場法によりまして農林大臣が許可をして行なわしめる、こういうことになっておりますので、私も私としてはその関係をひとつ十分にきわめる必要がある、かような観点から、現在中央卸売市場審議会においてこの問題に真剣に取り組んでおる次第でございます。新市場が周辺にできましてした場合、それがよりつづいて市場として機能いたしましたら、都心部の市場の狭隘の緩和、言いかえれば都心部における青果物流通に円滑する都市交通の麻痺、こういうことがないように、将来、措置をいたしてまいりたい、かような考えでございます。

○達田龍彦君 卸売市場の、私は他のものはさしたる影響はないと思うのですが、この移転に伴って、これは分散する場合もそうですけれども、それに関連して、営業をしている人あるいは生活をしているという人がかなりあるのです。これは流通の流れが変わる、いわゆる商業上の販路が変わることによって影響を受ける人、業者、あるいは町がさびれることも一つでしょう、そういうことによつて、出てくる影響というのがあるのです。こういうものを一体どうしていくかというところが、当然私は行政の上でも政治の上でも考えていかなければならぬことだと思ふのです。ただつくただけで、それに基づいて営業をしている人と生活をしている人、そういうあるいは住民の福利厚生の問題等、相当大きく影響をするのです。こういう問題の手だてを、これをつくると同時に、私はこまかな配慮をしながらしていかなければならぬと思うのです。そういう面の配慮をこの流通団地の法律では全然考えられてないので、どういうものでどう措置をしていくか、たとえば補償の問題も出てくるのじゃないか、営業が成り立たぬじゃないか、一体どうしてくれるという話が出てくると思うのです。そういうものの手だてはどうしようとするのか、それをお伺いしたい。

○説明員(堀川春彦君) これは現在の既存市場をそっくりそのままつづして、そのまま持つていくということに相なりますと、先生の御指摘のような問題というものが起こってくるであろうと思ふのです。そういうことであれば、われわれとしても真剣に先生の御指摘の点について検討をし、対処をしなければならぬというふうに考えておるわけでございます。当面考えております板橋市場につきましましては、既存の市場をいぶして持つていくということは、大きな市場をつぶして持つていくということは考えておらないわけでございます。ちょうど一年半ばかり前になりますが、大阪におきまして、東部の市場というのが新しく建設され、開場したわけでありまして、この場合におきましては、大阪の福島にありますが本場のいわゆる商業機能を一部移転すると同時に、市内におきましますその他の商業機能も収容したという形で市場ができたとわけてございます。これは業界等とも話し合いを円滑に進めまして、その犠牲がどこかに出るというような形ではなくて、市場の建設あるいは開場ができた、こういうこともございまして、したがって、私も私としては、先生の御指摘の点は十分念頭に置きまして、今後の市場における商業機能の収容の問題というところを考えていこうと思つておる次第でございます。

○達田龍彦君 犠牲が出た場合どうするのですか。

○説明員(堀川春彦君) 犠牲の出ないよう、つまり新しい市場に行つてそこで営業を行なうことがよりその人たちの将来の発展になる、かような形で話し合いを進めてまいりたいことを考えておるわけでございます。

○達田龍彦君 いま言われることは一面わかるのです。ただ新しく団地をつくって、そこへ流通機構を設け、中央卸売リ市場を設定しても、やはりそこへ集まる青果あるいは野菜というものの、くだものというものは、一応東京に入るものがある意味では分散してそこへ入っていくわけだから、流れが変わってくる、経済活動も変わってくる。それに伴って、いわゆるいままで集中しておつた

のが分散してくるはずですから、影響というものが必ず出てくる。それは既存のやつを分散するというところでなくて、別に団地をつくっていくことは分散作用を誘発することだから当然起こってくるわけでありまして。起こってこなければ効果がないわけでありまして、そういう形からくるものために生活しておいた人の犠牲というものが出てきた場合に、将来補償をどうするか、手だてをどうするか、そこら辺をどう考えておられるのか。

○説明員(堀川春彦君) 現在の計画におきましては、都心部の市場において、その市場に関連をして営業しておられる方の利益が害されるというようなことを想定しておられないのでございませう。まあ、放置しておきますと、現在以上に取扱い量が卸売り市場としては都心部においてもふえて、現在非常に混乱状態も一部に見られるわけでございます。こういう傾向がますます激化され、これを何とか是正をしたいということでございます。私も、将来の市場の抜本的な移転ということが次の段階に登場してくる重大な問題であるということ、検討はしておるわけでございます。当面、この流通業務市街地の整備に関する法律におきまして、都心部におきまします築地でございますとか、あるいは神田を直ちに根本的に板橋地区なりその他の周辺にそっくり移転をするということを考えておられないのでございませう。しかしながら、将来抜本的な移転は、とにかくにも流通業務市街地の整備に関する法律に基づいてやるというふうなときには、先生の御指摘の点も十分検討いたしまして、それによって被害が大きい、生活に困るという人のないようにその点は研究をする必要があろう、こういうふうにしておるわけでございます。

○達田龍彦君 私は、神田市場関係の人からよく話を聞くのですけれども、いまの状態ではもう市場機能も相当喪失しておると言うのですね、集中し過ぎて。ですからこれは私は機能回復のためにも、あるいは交通緩和のためにも、あるいは過密都市対策のためにも、分散をしていく必要性が十分にあるところだと思ふ。そういうところを分散することによって、一つは大きな効果があるはずであります。いまの御説明ですと、そういうところはいま非常に問題があるので、別に団地をつくってそこで新しい卸売り市場あるいは町をつくっていくと、こういうことでありますけれども、これは非常に手ぬるい方法であると思ひます。むしろそういうものを分散していくという抜本的なものがまずなければならぬと思ひます。しかし、それは将来していくというのだけれども、将来の計画として抜本的に既存のものを分散して、交通緩和とか過密都市対策というものを考える構想が現実的にあるのかどうか。あるとすればいつごろからどういう方法でやろうと思ひおられるのか、伺いたい。

○説明員(堀川春彦君) ただいまお話しのごさいます。現在非常に狭隘な神田市場の対策につきましましては、現在策定をされております整備計画の中におきまして、当面の措置として神田市場の分場を適当な個所に緊急対策としてつくる必要があるという観点からの計画、構想が一応組まれているわけでございますが、まだその立地等は確定をしておりません。おりませんが、東京都等で考えておりますものは、大体流通センターの予定地として考えられておる京浜第二地区の地点に、わりかし近い地点に東京都が埋め立て事業を施工中でございませう。ここならば相当大規模な用地取得ができるであらうという、こういう想定のもとに、そこに神田市場の分場をつくつたらどうか、こういう構想があるわけでございます。また、その構想の中身が完全な形で具体化しておりますので、これも私も、先ほど申し上げました審議会等の御検討によって、できるだけ早く具体化してまいりたい。

分にあるところだと思ふ。そういうところを分散することによって、一つは大きな効果があるはずであります。いまの御説明ですと、そういうところはいま非常に問題があるので、別に団地をつくってそこで新しい卸売り市場あるいは町をつくっていくと、こういうことでありますけれども、これは非常に手ぬるい方法であると思ひます。むしろそういうものを分散していくという抜本的なものがまずなければならぬと思ひます。しかし、それは将来していくというのだけれども、将来の計画として抜本的に既存のものを分散して、交通緩和とか過密都市対策というものを考える構想が現実的にあるのかどうか。あるとすればいつごろからどういう方法でやろうと思ひおられるのか、伺いたい。

います。具体的な立地等を考えながら、どの程度の規模で、しかも、それが全体の東京都の市場における流通機能の分担関係から見てもいかに位置づけられるべきか、こういう問題から始められます。いまここで内容を具体的に詳細にまだ申し上げる段階にまで到達しておらず、将来の計画として、あるいは構想としてはそういうことも考えておると思ひます。

○達田龍彦君 そうすると、卸売り市場を、今回の流通業務施設を分散することによって、いわゆる流通の影響、流れが変わってくる、そのことによって起こってくる商業者あるいは住民の影響について、影響が出た場合の影響について、それも犠牲という形で影響があったときには、一体、それを裏づけとしてどういうことがされるのか、それを聞いておきたいと思ひます。

○説明員(堀川春彦君) 卸売り市場の中から一部の商業機能を移転する、これは、まあ移転ということばが必ずしも適切かどうかは存じませんが、たとえば卸売り業というものがどなたかによつて行なわれなければ、市場としては運営ができません。その卸業をだれに許可するかという問題がございませう。これはどこからどこに移転をするというふうな形ではなくて、まあ法律的に、形式的に申し上げれば、資格のあると思われる方から申請がございまして、それに対して卸売り市場内における卸売り業務を許可する、こういう形をとるわけでございますけれども、しかしながら、卸売り業が適切に行なわれるためには、産地との関係あるいは買い受け人との関係、こういったものがちゃんと適切に処理をされまないと、卸売りが集まりましても荷が集まらない。また、荷が集まりましても買ってくれる人がなければ、値段がいい値段であっても、適正な値段が形成されませんと市場としては困るわけでございます。そういう意味で、既存の方の力を、新たに卸売りの許可をする際に、何と申しますか、活用をするということが必要になつてく

るわけでございます。このことは仲買の営業等についても同じだと思ひます。そこらの点は市場の関係業界とも十分話し合いをいたしまして、新たな市場にりつばな商業機能を、収容するということがばで申し上げましたが、活動をしてもらうためにどのような措置をとつたらいいか、これは話し合ひで進めていくという要素が多分にあるかと、こういうふうにしておるわけでございます。まあそのことを申し上げたつもりでございます。

その過程で損害が起きるというふうなことのないうちに、もちろん新しい市場で活動をしてもらうためには、それ相応の事業の多々をそれぞれの方々が立てられて、これならばやっつけけるというところ、ひとつ新しい市場に参画をしてもらう、こういう考え方で取り進めたいと思ひわけでございます。現在、まだ具体的な補償等の問題を、たとえば板橋市場の開闢という点に関連して十分検討が尽くされておるわけでもございませう。あるいは関連する面におきまして、いろいろと問題の出る向きもあると思ひますが、そういう問題は今後、真剣に検討してまいりたいと思つておる次第でございます。

○達田龍彦君 そうすると、いまのところいろいろと説明をされているけれども、そういう場合の補償措置というのは、検討をするということだけであつて、ないので、具体的なことは。

○説明員(堀川春彦君) 新しい市場ができまします場合において、そこに商業機能を取容する際、補償というふうなことは開設者等のあつせんによりまして行なわれる場合もあり、あるいは全然、補償等の話がなくて、スムーズに市場が開場できる場合もございまして、これは一がいにかえるべき問題でもないかと、こう思つておるわけでございます。実体損害も出ない、皆の納得が得ずで市場が開場できる、かような形になるのであれば、これも一つの行き方であり、あるいはまた補償的な措置を何らか要するという場合も出てこようかと思ひま

す。具体的な事案に即して考えてまいりたいと思
うわけでございます。

○達田龍彦君 それで重ねて質問しますが、いま
の卸売り市場の場合に、中央卸売市場法というの
ですか、これで農林大臣が認可したもの、それ
からそうでないものがあるんですね、任意のもの
と。それでその任意の市場の場合には、この団地
の中にどう移動していくかという問題が一つある
が、これは公設の場合は、設置するときに農林大
臣がきめていきますから、比較的国の統制でもつ
てやれる。任意の場合はその規制がないわけ
ですね。現に一体、東京都内で任意の市場、青果
市場がどの程度あるのか。それから、それを団地
に誘導するための法的な裏づけ措置がないように
思いますが、いま行政当局としてお考えになっ
ている、これを分散するための方法があればお示
しをいただきたいと思うのですがね。

○説明員(堀川春彦君) 現在、中央卸売市場法の
もとにおきまして、午前中に申し上げましたよう
に、類似市場の規制の制度というものが一応ある
わけでございます。この類似市場というのが青果関係
で現在届け出の出ておりますものが二十くらいご
ざいます。これはいずれも規模が非常に小さいと
ございまして、全体の青果物の流通の量からいたし
まして推定をいたしますと、ほんの数%程度に
しか当たらないというふうに考えておるわけでご
ざいます。そこで、新市場をつくり出す際に、既
存のそういう青果関係の類似市場の業界にどの
程度の影響が及ぶかというようなことを十分考え
て話し合いを進めなければならぬということを十分考
えうわけでございます。できれば私ども、中央卸売
市場の開設の際には、ちゃんと法律の規定によっ
てしかるべき取引機構がきめられており、また
産地に対する企業力も強いという意味での中央卸
売り市場に参画をしてもいい、かように考える
わけでございますが、法的な手だてとして、法
律の規定では類似市場に対する収容命令というよ
うなものが出し得ることにはなっておりませんけ
れども、現在まで発動したこともございませぬし、

大阪の東部市場の開場の際にも、市内にございま
すそのような類似市場の業者が中央卸売り市場に
参画をしていただいた、これは話し合いを詰めた
ましまして参画をしていただいたわけでございま
す。さような形に持っていくのが、現在のような
段階では適当ではなからうか、かように考えてお
るわけでございます。

○達田龍彦君 私は、流通センターをつくるにあ
たって、そういうような任意の市場、これを今後
さらに野放しに許していくということになれば、
これはまた、一面では分散させながら、一面では
た入ってくるということにもなりかねないんじや
ないかという気がいたすのです。それでこれら
の問題については、いろいろ経済活動の面である
いは営業上の問題で相当影響するところがあるわ
けでありまして、特にそういう流通団地をつくる
ならば、そういう問題についても相当配慮をした
分散あるいは誘導ということをもつ当局のほう
で十分配慮してやってもらいたい、こう思つて
おります。

それで次に、これは建設省になるのじゃないか
と思つてますが、これは収用法の適用にかかっ
てくる問題でしかたなく、非常に私は今回の法律で
収用法との関係で問題があると思つています。そ
れはたとえ、いまの収用法上の収用事業場とい
うのは、トラックターミナルあるいは中央卸売り
市場は、事業の認定になつていて、ところが、倉
庫だとか問屋だとか、こういうものは入ってない
んです。なぜならば収用法上のいわゆる公共の
福祉、公益性というものがそれ自体ないからで
す。今回公益性がそれ自体ないのに、収用法上
の収用適用の土地、団地として収用していくこと
は、一体どういふものだろうかというところが一つ
の大きな問題だと思つてます。その点に対して、
そういう収用法上の取り扱い上の立場から、いま
今回のものを充てようとしておるが、それは一体
どういう考え方ののか、まずお伺いしたい。

○政府委員(竹内藤男君) 御指摘のように、流通
業務団地に立地する流通業務施設の中には、土地

収用を認められておりますトラックターミナルあ
るいは鉄道の貨物駅、中央卸売り市場というよう
なものには、倉庫、卸売業の店舗等、土地
収用を認められていない施設が含まれておるわけ
であります。しかし、この法律の流通団地の目的
は、個々の敷地を確保しようということではあり
ません。都心に過密に集まつている流通施設と
いうものに着眼いたしまして、都市の機能の向上
という立場から都市構成の上で、都市計画の上で
最もふさわしい場所に流通業務施設が一体に立地
できるような市街地をつくらうというところにこ
の流通団地の意義を認めておるわけであります。

この都市機能の向上という点につきましては、こ
の法律に書いてございしますように、交通業務で非
常にこういうものをつくればいい、あるいは流通
機能の向上に役立つということがあるわけであり
ます。そういう点で、結果的には業者がその土
地に入りまして受益するということがございまし
ても、全体の目的がそういうような都市機能の向
上のために流通市街地をつくるというところにあ
るわけでございします。収用が認められるとい
うことが基本的には言えるのじゃないか、過去の
最高裁判所の判例の中におきまして、特定の個
人が受益者となつても、収用全体の目的が公共の
利益のためであれば是認されるということも出て
おりますので、公共のためというところを、そう
いうような流通市街地の形成というところに置き
ておるわけであります。ただ御指摘のように、造
成した敷地は、分譲して自身の敷地になるわけで
ありますので、これを無制限に認めるということ
はできないと思ひます。それでこの法律では幾つ
かの制約をいたしまして、公共性をさらに担保す
るという措置をとつております。一つは、場所の
限定でございます。どこにでも立地できるもので
あれば収用できないというところは当然でございま
す。場所を限定しております。これはこの法律の
中におきまして、流通業務地区というものを、最
も構成上ふさわしいところに都市計画上の立場か
ら、あるいは交通の要請から、あるいは低利用地に

——土地利用が低いところ、建物があり建つて
いないところ限定をするというようにすることで場
所の限定をいたしております。あとは、事業の施行
につきましましては、この施行者を民間の営利企業で
はございませぬ、地方公共団体あるいは住宅公
団という公の機関に施行者が入つております。それ
から処分方法につきましても、特定のもののため
の事業が行なわれるというようないふことがないよう
な処分方法の制限が書いてあり、さらに処分後、
流通業務団地に施設を立地しなければこの流通団
地の意味がないわけでありまして、流通団地の
中に流通業務施設が計画どおり立地するといふこ
とを保証するために、敷地の譲り受けを受けた者
が、一定期間内に建設計画を定めて、施行者の承
認を受けて建設をする、施設の建設をしなければ
ならないというような義務を課し、これを担保す
るために、違反した場合に譲渡契約を解除する
という解除権を施行者に与えております。さらに
転売その他によりまして不当な利益を得るという
ようなことを抑制し、かつまた、適正な管理をは
かるというために、工事完了後十年間は、土地及
び施設の転売、賃貸等につきまして知事の承認を
受けなければならぬというようにしたことによつ
まして、この団地造成が計画どおり行なわれると
いうようなことを担保しているわけでございま
す。このような制限を付しまして、公共性の担保
を一そう強めるというふうな形でこの収用権を認
められるものだというふうに考えておるわけであ
ります。

○達田龍彦君 説明はそれなりに筋は通つてい
ると思つてますが、私は、これは収用法の拡大解釈
であるし、ある意味では法の運用を悪用している
ような分野があるような気がしてならない。それ
は入る個々の企業を見ますと、これはやはり
収益事業ですよ。利益を得るための私企業です
よ。町をつくる、あるいは交通を緩和するといふ
意味でそこに公共性を求めて収用法を適用するとい
ふことは、そういう意味の、そういう角度での
論議としては確かにわかる。しかし、入る内容、

個々のものはこれは公共性を持ったものでもなければ国民全体の福祉に資するようなものでもない、明らかに一つ一つを見ていけば私企業であり営利企業です。で、そういうものまで収用法でもって収用して団地をつくるということは、収用法の公共性というところから私は非常に拡大解釈され、悪用されているような感じが非常に強いという感じがしてならない。過去をいろいろ考えてみますと、たとえば道路をつくる、あるいは公園をつくる、あるいは環境整備のために下水道をつくるとか、こういうことは純然たる公共性を持つてゐるし、そのものが公共性を持つてゐるわけでありますから、収用法というものは、公共の福祉を守るためにそれが国民全体の利益になるから収用されているはずで、過去の例の中で、工場団地の造成に使われている。これも私は一つの拡大だと思ふ。さらに、それよりもまた公共性の少ない、純然たる利益事業の中にこれを求めるということは非常に拡大解釈であり、私は悪用ではないかという感じがするわけだ。こういうことをずっと収用法で続けていきました、すべて都市をつくるのに、都市をつくることそれ自身が公共性なんだというところになった、何でもかんでも都市をつくらう、国の総合計画に基づいたりするものですか、かからないものはないということになる。したがって、そういう面での大きな問題点がこの法律の中に私は出てきていると思つておられます。これは大臣にお聞きいたしておきますけれども、この収用法で、こういう純然たる私企業のものに収用して与え、それが利益を得るといふことは、私は収用法の運用を誤ると、国民に対して大きな影響を来たすだけに、こういう基本的な考え方について、大臣は一体どうお考えになっておられるのか、お尋ねをしておきたい。

○国務大臣(瀬戸山三男君) いまの御議論は確かに御意見のあるところだと思つております。御承知のとおり、収用法の基本的な考え方は、いまお話しした道路とかあるいは鉄道、下水道、いわゆる一般人間の活用に使するいわゆる社会、公共、そ

ういう意味でいわゆる公共性というものをきびしく限定しておつたのが収用法の発生であると思ひます。ただ問題は、そのいわゆる公共性というものがどういふものであるかということが、私はこの収用法の改正をずっと追つてみましたが、社会、経済あるいは人間の考え方等の変遷に従つて、いわゆる公共性、社会性といふものが、さういふものが変遷を来してゐる。それに応じて、第三条にも列記をしておりますが、それもしばしば追加されてきております。先年一番問題になりましたのは、住宅地を収用することができなかつたかという問題が起つたことがありますが、これは個人の家の家であつて、収用というものと、いわゆる公共というものと非常に違ふやないか、厳格な意味においてこの収用法の発生の思想からいいますと、さういふ議論ができるわけでありまふ。けれども、社会生活というものが非常にこれは共同的な、また、いわゆる全体の人の環境というものを考へてものを処理すべきだといふこの社会構成が出てきまして、これはだんだんに変遷をしてきてゐる。さういふ意味で住宅五十戸以上の団地をつくる場合には、かりにこれが個人に譲渡されても、将来私有財産権として処分ができるというものであつても、住宅政策あるいは人々の生活状況という意味から見ると、やはりいふやうな社会のためといふことが、公共のためである、さういふ思想的な変遷があるわけでありまふ。でありますから、この点は議論があるのは当然でありまして、いまおつたのは、この中に純然たる私企業がある、しかも営利企業である、その観点だけに立ちますと、御意見のようなことが強くいわれると思ひます。ただこの法律の目的とすると、さういふ御議論があらまふように、いまやさういふことではなくて、さういふ社会生活の必需品をおろしている一つの事業、もちろん個人企業でありますけれども、これは人間社会生活にきつめて必要なものであります。と同時に、この機能のよしあしによつて人間生活に重大な影響を及ぼす、一面しばしばいわれておりますやう

に、交通事情あるいは流通問題あるいは物価問題、非常に重要な社会全般に及ぼす影響があるわけでありまふ。これを解決するために、一つの団地として建設する特殊な手法をとらう、さういふことでありますので、その変遷と申しますか、公共性、社会性というものの變遷の思想といふものを私どもは取り入れていく、まず私企業のために個人の権利を制限する、さういふ厳密な解釈はこの際とるべきじゃないか、さういふ立場に立つてこの法案を提案した、さういふことでございませうから、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

○達田龍彦君 大臣の御説明ですけれども、これは具体的にさういふことだと思ふのです。この団地をつくるために収用をする、収用して、もつてその私企業が非常にうまく、ところが、収用したために、それを収用された人々で困る人あるいは営業ができなくなつた人といふ犠牲者が出てくる、公共性の名のもとに。私はさういふ人たちの犠牲によつて個人がもうけるというものは、これは収用法上の公共性のワケからははずれてゐると思ひます。大体の行き方として、むしろあり方としては、その利益が公共全体にはね返つてくるのでなければならぬといふのが、私は、収用法上の公共性のあり方だし、それが限界でなければならぬ。私は工場用地の収用の場合についても、工場用地の場合は、公害の問題あるいは生活環境の問題あるいは過密都市の問題等、この今出てきてゐるようなものよりもなお公共性はあるので、見方によつては、こゝら辺まではまだ私は今日の都市構成の問題から考えまして、限界としてまだ容認するところがあるにしても、この流通団地の中における私企業というものは明らかに営利企業であり私企業であつて、その得る利益といふものが、公共のいわゆる犠牲の上に利益を個人が受けるというやうな結果になる要素がある場合に、これを公共性に見ることは明らかに収用法上の私は根本の趣旨を間違へてゐる、拡大解釈であり悪用だと思ふ。さういふ考えですが、重ねてひとつ具体的にさういふものが公共性の、公共の

利益にどう還元していくのか、具体的に御説明願ひたい。

○政府委員(竹内藤男君) まず第一に、営利事業、営利性があるから収用の対象事業にならないといふことは、御承知のように当然あるわけでございます。収用法第三条に列記しておりますいろいろな事業の中におきましても、たとえば私鉄でございますと、あるいは電気事業でございますとか、ターミナルでございますとか、港湾施設の中の倉庫でございますとかさういふようなものが現在あるわけでございます。

それからもう一つは、この考え方は、一種の面として市街地をとりえてそれを収用の対象にしやうといふ考え方でございます。御指摘のように、工業団地造成事業あるいは新住宅市街地開発事業、さういふものがこれに該当するわけでございます。あるいは市街地改造事業、さういふものを考へる場合に――工場の場合もさうでございますけれども、とにかく工場が大都市の内部にあつてゐる問題を生じてゐる原因になつてゐるというやうな場合に、まずやはり工場の移りやす移り得るやうな入れものをつくつていくということが一番大事なことで、この観点で、工場制限との関係で工業団地造成事業といふものに公共性が認められ収用権が認められる。この場合におきましても、流通施設が都市の中にあるということが都市機能の非常に大きな弊害になつてゐる、しかも、その新しくつくつてゐる場所は、外側の交通の要衝という限られた場所、さういふやうな都市構成上最もふさわしい場所にさういふやうな機能の低下を防ぐといふ意味で市街地を意図するといふやうなところに、過密都市対策としての意義が認められるといふやうなことで公共性を認め収用権を認める、さういふやうな考え方であるわけでございます。工業団地造成事業と比べますと、この中に入つてくるものは、トラックターミナルとかあるいは中央卸売市場といふやうなものが大きなウェイトを占めますので、より公共的なものが入つてくるのが多うございませうし、また、工場と

立の法律案、予定される法律案というものを適用するのだというような前提でこの法案の審議はできません。それは当然収用法の改正というものは行なわれると思うけれども、だからといって収用法の改正ができておらぬ現段階においていまのよいうな答弁は受け取れないです。どこまでも現行十地収用法によって収用するのだという答弁だけでいいわけなんです。ところが、どうも小林君が、うしろからささやいたかどうか知らぬけれども、そういう考え方はあり得ないのです。われわれのこの立法院というものの立法権というものを侵すものであります。流通センターというものがこれから審議し、またこれから成否をきめるという問題を前提としているなんていう考え方は、あなた方が取り消さなければこの審議には応じません。できておるものじゃないのですよ。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 一方において土地収用法の改正を提案してお願いしておるわけであり、それと同じ国会にやはり収用法の適用をお願いする法律案を出しておりますから、その条文をそろえたというだけで、もしどちらかが成立しなければ、それは当然に適用されないものでありますから、そういう場合には現行法でやる、こういうことになるわけでございます。

○田中一君 大臣の答弁で明確になりましたからその点は承知します。

先ほど質問しておいた法律第五條、第九條によるところの地域内の諸施設の設置についての政令の案、これは正式に提出された案じゃないが、こういうのがいま私の手元にまいつておりますが、地区内の施設の従業員のための休憩所、宿泊所、食堂、売店、運動場、その他これに類する厚生福祉施設(理容所、美容室等) 法案第五條第二項に定める建設省令で定める公益的施設、医療施設、公衆浴場等、法案第五條第一項ただし書きによる知事の例外許可、パチンコ屋、マージャン屋、風俗営業等、こうなっております。私はパチンコ屋やマージャンクラブ、トルコ風呂をつくれといつてつくらすために言つたんじゃないのです。こういうものを一切排除しろといふことを言いたかつたから申し上げたわけなんです。しかしどうも小林君、私の真意を曲解するか、あるいはほかがマージャンやパチンコが好きだからといふこととかどうか知らぬけれども、こういうものは許可しないでくれといふことなんです。私の質問の真意はそれなんです。もしこういうものが例外許可として出てまいりますと、いろんな形の問題が出てまいります。これまた利権に続き汚職を生むもとであります。まあきびしい環境をつくるだけがいいというわけじゃございませんけれども、この例外規定というものをとるべきである。当然これに施設しようとするものは法律で明文化すべきである。こういうものこそ持つてやらぬと思うから先ほど質問したんですが、どうもよい道に歩かそうと思つたのが横道にそれちやつたんだだけ

ども、これは試案かそんな程度のものだと思つて見のしますが、こういうものはいけません。こういうものは一切あの地域内においてはやらないといふようなことをきめていただきたい。そのうちに、だいたいあの政府は競馬が好きだから、農林省が来ておるけれども、場外競馬場なんていうものをつくるようになるんです。それは一日に何万人と人が集まつてくる。そうしてこれは時期的なものであつて、一年中あわあ言うものじゃない、業態によつてはやはりひまもある。そういうものにおちいりやすい地域になるわけですから、この点せつかく出してもらつたけれども、これは困るので、大臣からこのようなものは、別の意味で慰安等は健康なもので持たすようにして、こういうものはつくりたくないんだという答弁をしていただきたいと思つておる。

○国務大臣(瀬戸山三男君) いろいろな場合が考えられるといふことで参考に御提出したと思つて、第五條にも書いてありますように、原則として先ほど収用法の問題もありましたが、いろいろなものをつくるためにやる施設じゃございませぬ。またそういう街区をつくるという目的ではないわけなんです。ただし社会生活に必要な場合もある、こういうことで御承知のように第五條にただし書きを書いておるわけでございます。これには流通業務地区の機能を害するおそれがないこと、これが第一であります。第二は公益上やむを得ない認められるもの、こういう大原則があるわけでありまして、いわゆるふしだらな町ができるというふうなことを厳に戒めたい。こういう点は今後厳重に検討しまして、また皆さん等から意見も聞いて定めた。

○田中一君 大原則といふのが幅の広いものなんです。少なくとも賭博行為に類する施設はいけません。これは決してよい環境にならないんです。そしてその大原則というものは拡大解釈をしたがるものなんです、管理者というものは、ことに東京都のいままでの行政の面においてはその弊が非常に大きなものです。だからもう少し瀬戸山

さんは、そういう賭博施設は持ちませんといふことを言つたつていいじゃないやありませんか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) まあ何か食堂もつくらなければならぬでしょう、そういうところですから、やられることはやむを得ないと思つていただけます。そういう賭博行為に類するような看板を掲げる施設ができるということは厳にこれはいけません。私は思つておる。

○田中一君 法律をいまつくつておるんですから、そういうことはさせません、そういう施設は持ちません、こうひとつ言つていただきたいと思つておる。

○国務大臣(瀬戸山三男君) ことばの使い方でありまして、そういうことはやらないのがこの法律のたてまえでございます。

○田中一君 非常にいい答弁だ。

そこで、この事業を行なうのに土地地区画整理事業として行なつておる地区があるらしく、また板橋等も住宅公団がそのような方法で施行して用地を整備するらしいんですが、この場合土地地区画整理事業はその当該用地に対して買収後に行なうつもりなのか、あるいは現状のまま土地地区画整理事業を行ない、そしておのおの用途がきまつて、公共用地その他の用地がきまつて後に買収しようとするのか、その点をひとつ明らかにしていただきたい。

○政府委員(竹内藤男君) いま板橋あるいは大阪でやつております場合につきましては、土地をまず先買いをいたしておきまして、そうして地主になりまして、それから区画整理をやりますと御承知のように保留地ができます。その保留地並びにその先買いをいたしましたものを含めたところを一つのまとまつた土地として団地をいたしまして、それを流通施設に使つていく、こういう考えでございます。

○田中一君 それはけつこうです。そこでその保留地はどつちみち処分するんだからかまいませぬけれども、道路広場その他の公用地、これを買収するのはその公共団体が買うのですか。公共団体

というか、団地の何々の機関が買うのか、あるいは管理者である都が買うのか。先ほど都は管理者だといふふうに聞いておりますけれども、やはり土地の所有者にはならないのですか。道路その他は国に帰属するの、広場はどこの所屬になるのか、その点の処分後の姿をひとつ説明していただきたい。

○政府委員(竹内藤男君) 道路の場合、二つあると思つておるが、非常に幹線的な道路、たとえば大阪で申しますと中央環状線というふうな道路は、これは道路の費用を道路事業のほうで出しまして、そして府がその道路を、大阪の場合は府が区画整理事業をやつておるんですが、府が自分の道路の側から費用を出して確保するという形になつております。それからその他の区画整理その他につきましては、これは区画整理の手法によつて生み出すわけでありまして、その場合にでき上がりました公共施設はその法律の中に規定がございまして、公共団体に一定の時期に引き継ぐことになつております。従前のその道路その他がつぶれたものはその段階におきましてなくなつていく。新しく生まれたものはその段階において公共団体に引き継がれる、こういうふうな規定になつております。

○田中一君 それではこれは答弁できると思つてますが、造成後の価値、価格の要素、内容といふか、たとえば坪千円の土地を買つた、この土地を造成した。これは買うのは住宅公団が買うのでしょから、その自分の所有地を自分で造成して、しかもそれいろいろな費用の負担その他でつて土地地区画整理事業という公共事業として行なうが、そしてこれはもう完成後はこれは処分するわけなんです。その処分後の価値、価格の中にはどういふものが入つておるのか。われわれ通念として考へておるところの買収費プラス造成費、まあ中には買収費には金利もつくでしょう。イコールそれが処分価格というふうな認定をするのか。さもないれば土地地区画整理事業といふこの事業の性格から

言つて、保留地も公有地も全部含めたものか、あるいは区道に設定されるものがあるならば、区道はどうなるのか。あるいは国に帰属するという幹線的な道路が一部入ってたらそれはどうなるのか。それらが処分後の土地を取得しようとする側に総合的にかかってくるのではないかと懸念があるから伺つたわけですが、その点はどのような法律で定めておくのですか。

○政府委員(竹内藤男君) 法律で定めておりますのは、団地造成事業と申しますか、全面買取で行ないます事業の場合の処分価格をきめておるわけでありまして。ただいま御質問は区画整理の場合だと思ひます。その場合には、先ほど御説明しましたように幹線道路あるいは幹線の下水道というやうなものにつきましては、これは公共事業として負担をする。区画街路その他につきましては、減歩その他の形におきまして事業の中に入っておりますので、したがって減歩分というものが坪あたりの価格にしますと、処分後の土地が面積が減りますので高くなつてくる、こういう形になっております。

○田中一君 ちろん、この造成事業を施行する事務費的なものは、これは当然国の補助で全面的に行なうのか、あるいは補助事業、補助金が多少国から出て、あるいは公共団体から出てきて、そしてそれを除いた広場なり道路なりというものは処分計画によつて引き受けるというか、買取る側に負担がかかるのかどうか。

○政府委員(竹内藤男君) 事務費はそれぞれ配分いたしまして、幹線的なものについての事務費は公共事業のほうで見ます。それ以外の事務費につきましては、街路のほうを区画整理事業のほうで見えていく、こういう形になります。

○田中一君 広場や通路と言つていいか、通路等は全体の処分後の所有者にそれぞれ持ち分に應じてプラスされているのが価格だということですか。

○政府委員(竹内藤男君) 通路というのは区画街路だと思ひますが、区画街路そのものは公共団体

に引き継がれますが、その土地分と申しますか、その土地分は費用になつて個々の宅地にかかる、こういう形でございます。

○田中一君 そうすると、土地区画整理事業というのはそういう性格のものだ、そこにあなた方がねらいをつけているわけなんだね、そこで土地区画整理事業の性格というか、これを性格づけてその負担をさせようということなんです。たぶんそうだろうと思ひます。そうすると私は常々思ふのですが、区画整理事業、ことに自分の土地を自分で自由に行なうという区画事業の場合には、管理者、国が都が、管理者は何になるかわからぬけれども、少なくとも公共の施設であるならば、その団地側に公共の道路というものの、処分後における所有者に負担させるのではなくて、国が直接そういうものは持つというやうな新しい制度を考へたらどうかと思ひます。何といつても施行するのは第三者です。直接利害は何にも関係ないのです。住宅公団はもしかりにおのの所有しているものを一応区画整理事業の地域内として事業を行なつてもらう場合には、十分に監視します、むだをしないように。またこれに要するところの審議会等もあります。そうやつて少なくとも買取る側のほうの意思はそこへ通ずるわけなんです。ところが今度の場合にはそうではない。かつて気ままにやつてしまつて、かつてに値段をきめて、かつてに経費をのつて、これで買えということにならざるを得ないのです。現在各地域にあるところの土地区画整理事業の場合には、これを十分監視監督する審議会の制度もあります。今度はその審議会の制度は、それはちろん住宅公団なりあるいは事業の施行者が規制をするとか何とかいう意味ではございません。しかしながら土地区画整理事業を行なうという場合には、御承知のように組合施行もあれば国の施行もあれば公共団体の施行もあります。施行方法がありますけれども、それにはそれを監査審議するという機関が何にもないので、すてまがなくなつて行なうのです。でき上がった決

算を見た上でその価格を一方的にきめるということとは私は非常に危険だと思ふ。これに対して国が何らかそれらに対して強い処分計画によつて、所有する人たちの側に立つところの何かがないかというところ、国も信用できなくなると、今度はそういうではない第三者の——たとえば予定されているところの板橋の例をとると、トラクタターミナルの会社とか何とかかんとかいう、他の通産省とか農林省とかいう側から直接にこれの監督の立場に立つという協議とか何とかいうのではだめなんです。一党一味でぐるぐるなんです、政府というのは、それはそんなものはどういうことができるものではないのです。同じことなんです。そうでない立場でもって監視するということ——ことばはちよつときびしいけれども、そうしたものがなく、これは非常に土地区画整理事業そのものの性格からいつて、押しつけの価格になるのじやなからうかと心配するわけですが、その点はどうですか。

○政府委員(竹内藤男君) おつしやられるのは、この流通団地造成事業の処分計画の問題だと思ひますが、処分計画は大臣の認可にかけております。認可をいたします場合には、午前中御説明いたしましたように、関係各省と協議するほか、それぞれの管理者、あるいは中央卸売り市場その他について権限を持つて行政機関に協議するわけでございます。さらに施行者に対する監督といひましたし、事業計画、すなわちこの中には処分計画も入るわけでございますが、事業計画、処分計画に従つていないと認める場合には、四十四条にございまして、必要な措置を建設大臣が命ずることができるといふやうなことで、処分計画につきましましては特に入念にいろいろ監督その他の規定を置いていくわけでございます。

なお、板橋等すでに住宅公団が行なつております区画整理事業につきましては、住宅公団が行ないます場合には、公共団体と同じやうに区画整理審議会というものが設けられておる。重要な事項は全部そこにかけなければならぬ、そういうふうな形になっております。

○田中一君 その審議会のメンバーはどんなものなんでしょうか。各行政庁ですか。

○政府委員(竹内藤男君) 審議会のメンバーは土地の所有者及び借地権者からそれぞれ選挙によつて選ぶということになっております。

○田中一君 そうするとね、さっきの答弁とちよつと違ふんだがな。土地の買取後に施行いたしますと云つた答弁と、いまの答弁と食い違ひがございまして。じゃ板橋地区では現在の所有者、所有権をそのままにして土地区画整理事業を行ない、その後それを買取するということにならざるを得ないじゃないですか。さつきと答弁が違ふじゃないか。

○政府委員(竹内藤男君) 板橋地区におきましては、住宅公団が先買いをいたしまして、そしてみづから地主になつて、それ以外にも土地の所有者がおるわけでございます。そういう地主の大口の地主になりまして、その地域の区画整理をやつて団地としてまとめるわけでございます。したがって、団地の外に、板橋の場合におきましては各地主が土地を持つて形が区画整理事業後に起こつてくるわけでございます。これは通常住宅地等において住宅公団が行なつておるものと同様でございます。そういう意味におきまして、その個々の地主というものが審議会のメンバーに入つておる、こういうことでございます。

○田中一君 この法律の二十四条までは、その手続の問題、地主の問題、土地の所有者の問題を言つておるわけですか。しかし、そこに現在住んでおる人たちがもう一ぺんそこに自分の優先的な処分計画を受けて土地の所有者になれることができるんですか、板橋の場合は、現在買取されない地主がおる。その地主も含めた土地区画整理事業を行なつておるんだ。しかし、これはどこまでも流通センターの団地をつくるんだという前提に立つと、その部分の人たちは、団地外の広範な地区をきめて行ないながら、団地の分だけは住宅公団が買取、先買いしちゃうということなんですか。ちよつとそこがはつきり明確になつておら

ぬですがね、ぼくの頭が悪いのかどうか知らぬけれども。

○政府委員(竹内藤男君) 板橋の場合には、一番最初に申し上げたように、この法律の定める前でございまして、変則な形でいま区画整理事業を行なうとしておるわけなんです。したがって、区画整理の対象事業地としましては、あすこはまん中に地下鉄が入ってくるようになっております。

○田中一君 わからんです、そんなことは。知らないから。

○政府委員(竹内藤男君) その南の側につきましては、これは住宅団地として考えているようなわけでございまして。北側につきましては、おっしゃいますように、団地としてまるとすると、それからそれ以外の地域で、その以外の地域につきましてはは一般の地主が存在する、こういうような形になっております。

○田中一君 そうすると、土地区画整理事業は広範な一工区をきめてそこでやっていると。その中の一部に流通センターの敷地があるのだ、こういうわけですか。

○政府委員(竹内藤男君) そのとおりでございます。

○田中一君 それなら何も文句ないじゃないですか。当然審議会もつくらなきゃならないし、利害関係者があるのだから当然のことなんです。それでなくです、今後できる流通センターの場合です。自分で土地を買って、自分の所有する土地を造成し、団地をつくる、そうして究極これはいろいろな形でもって処分する、受けるほうの側が適正にその造成事業が進んだかどうかということを見なきゃならぬ。これは土地区画整理じゃありません。ありませんけれども、それが同じ行政官庁ですね、協議する各省がありますから、それだけでは足りないじゃないかと言っているのです。よくあるですよ、押つけられるのがね。自分でかってにやって、これの値段だと言われたら、はいと聞くはかないのです。これは結局値段の問題になるので

すが、その内容というものはどういうものが入ってくるか、おそろくむだなものも入ってくると思うのです。しないでもいいものを費用として積算されて、価格を高くするのじやなからうかという心配があるわけなんです。ことに一昨昨年、住宅公団が行なった宅地造成のうち工場団地に対して、あなただけで当時の建設大臣河野一郎君が政令を変えて、かつてあったところの原価主義というものを時価主義に切りかえたことがございます。これは現在この政令は生きております。ちよつと出してごらんない。このときの思想としては、住宅団地、これはまあ当然原価主義でよろしい、いわゆる土地の買収費、買収によるところの諸掛かり、それから造成費、これらをプラスしたものが処分価格であるということが住宅公団の宅地造成の原則だったのです。ところが、工業団地の場合にはこれは私企業であり営利事業である、自由企業に売るのであるから、当然これは時価主義でいいというので政令を変えました。これも一面考えてみると、社会政策的には一つの面をみておられますけれども、大きな独占資本、独占資本的な形態のものはこれは自由に資金その他をきめられると思うのです。しかしながら、今度来る卸売りセンターとかその他の業種はなかなかそのまでの力はありません。聞いてみると、一%ぐらいの程度のマージンしかないというぐらゐのことを言っている。そういう現在の住宅公団方式というものは、工業団地においてはそのような時価主義に変わっております。これは御承知だと思ひます。今度の場合も同じです。規模が大小あろうとも、少なくとも卸売り市場等に入っていくという人たちに對しては、当然負担を軽からしめるように措置しなきゃならぬと思うのです。一律にそれをきめることがあつちやならぬと思うのです。その点についてどういうお考えか。ひとつ伺つておきます。

○政府委員(竹内藤男君) 先ほど御指摘の住宅公団の場合は、日本住宅公団法施行規則の二十六条におきまして、第二項で、宅地の譲渡の対価は、類地の時価を基準とし、造成に要した費用事務費その他を勘案して公団が定める、こういうふうに書いてあります。今度の流通業務団地造成事業におきましても、二十七条におきまして同様の規定を置いております。造成敷地の処分価格は類地等の時価を基準とし、かつ、当該造成に要した費用並びに造成敷地の位置、品位、用途を勘案して決定するように定めなければならない、こういうふうに書いてございます。この考え方は倉庫、問屋等は営利的な営利性のある事業でございまして、そういうものに對しまして譲渡いたします場合には類地の時価を基準として考えるべきである。しかし造成費あるいは取得費等のいわゆる原価をも考慮すべきであるということでございまして、時価を基準として原価を勘案してきめるといふことは、時価まで持つていかなくてもいいわけでございます。原価と時価の間で適当な値段できめるといふような考え方で今度の処分計画の基準はできているわけでありまして。

○田中一君 だめだよ、そんな中途はんばな。私たちのふところ、腹一つでどうにでもきめられますというところはあつちやありませんよ。いいですか、半分強制的に卸売り業者などを引つぱつてこなければならぬ場合もあると思うのです。その場合に多額の費用がかかる、負担が重くなったならばこれは来るものはいませんよ。だからそういうあいまいな、事業主体がふところ一つできめないで、また、それを見て建設大臣がこれならよろしいという許可をするなんというこはいいくないんですよ。これは政令にあるはずなんです。ね、いまの住宅公団法じゃなくです、施行令か、これ。

○政府委員(竹内藤男君) 施行規則です。

○田中一君 施行規則か。これは通常われわれは住宅の場合には原価主義、工業団地の場合には時価主義というように変わったというように自分らで言っておるわけなんです。ところが、いま竹内君の説明を聞くと、時価主義と原価主義の間中ぐらゐのもの云々というようにことを考えられてうまく切り抜けてもだめですよ、これははっきりした態度をきめなければならぬ。しかし私は何億という会社のトラックターミナルとか、あるいは倉庫とかいうのと違つて、卸売りセンターなどに来る人たちに背伸びして来る人も多分にいると思うのです。自分とはとも年商そんな商売はしていないけれども、しかし、この際こういうものができたのだから、ここでもって一旗上げようというので無理をして来る人もいると思うのです。だからこの方はいま中小企業ですよ、決して大企業じゃないんです。それが何億何十億という会社と同じように、ここに倉庫会社にしても、共同倉庫にいたしましても、東京の大手の大きな倉庫業者が全部出資してつくつていられるという会社と比較する場合には比較にならないですよ。だから卸売りセンターに集まる人たちに對しては、いまのような規則にある条文を緩和するといふ方法をとつていただきたいと思うのです。これはいまこでもって答弁すると、そのとおりしなければならぬから、そのとおりはつきりと答弁してほしいと思う、考慮するといふことを言つてほしいと思う。

○政府委員(竹内藤男君) 適当にその相手方によつて土地の値段を変えろといふことはできないと思ひます。一つの団地において一つの計画のもとに売るといふ場合には、売り値は全体同じような考え方のもとに売り値をきめるべきであるといふふうに考えております。したがって、時価を基準として原価を勘案してきめろといふのは、相手方によつて適当に変えろといふ意味ではございけません。この団地にはやはり個々の価額が一率にきまるといふことではございせんけれども、要素を勘案して相手方によらないで価額はきめるべきだと、こういうふうな考えをもちます。問題はその買手がそれじゃ困るんじゃないか、高い値段になるとなかなか入つていけないんじゃないかという問題でございまして、これは買手が買う場合の資金の面におきまして、あるいは割賦支払いを認めるとか、あるいは安い資金の金融を考えるとかが、あるいは、買手の実情に應じた買手側に対する資金手当てといふようなことによつて考えて

いきたい、土地の値段はあくまでも一定のものとして考えていくべきじゃないか、こういうふうに考えております。

○田中一君 だめだ、都市局長。そこでいまちょっと見ると、公団からも来ているようだが、公団では工業団地はこれは住宅の原価というものの対して倍です。原価が五千円だったなら倍の一万円にしよう、原価が八千円だったなら一万六千円にしようというのを現在行なっているのです。これは公団の監督官は来ているかな。それをひとつ公団から答弁してもらおう。どう行なっているかというところ。委員長、公団が来ているらしいから、委員長からおきめ願いたい。

○委員長(松永忠二君) この際はおかりいたしました。本案審査のため必要な場合には日本住宅公団の役員を参考人として随時出席を求めることとし、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと「呼ぶ声あり」〕

○委員長(松永忠二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(松永忠二君) それでは参考人として日本住宅公団から林総裁が出席いたしております。

○田中一君 ちよっと、ぼくはあなたに質問するから。住宅公団が現在宅地造成事業を行なっているうち、住宅公団とそれから工場用地地としたかな、両方やっております。そのうち一昨々年か、三年か四年くらい前かと思いますが、工業団地に対しては時価主義でいい、住宅公団は従来どおりの原価主義、原価主義といえ、御承知のように買収費プラス造成費といふもの、これがそのまゝの実費を処分価額にしよう、ところが、それが四、五年前にこれは死んだ河野さんが、かつてに政令だったか規則だったかを変えて、工業団地の場合はいわゆる時価主義、われわれは時価主義と言っておりますが、大体倍で売ろうということに方針をきめて、現在公団がそれを行なっている

と思うのです。その事実はどうか。そうして実費に幾ら掛けて現在売っているのか、それでその実費といふものは時価かどうかということ。その点をひとつ御説明いただきたい。

○参考人(林敬三君) 住宅公団で造成いたしました土地につきまして、御質問のとおり住宅用の用地は原価主義をとっております。それから工業用地は数年前から時価主義に変わって、時価主義でもってこれをお譲りするようにいたしております。ただお話のこの時価主義に変わりましたところは、原価よりも相当高い値段でもって売ったのでございます。ところが、だんだん景気が変わってまいりまして、そうして需要が減ってまいりまして、そこで売り手、買い手の市場の関係が、値段の関係がありまして、それでいまはその倍というふうなほどではなく、どつちかという原価にだいぶ近くなつておる。それでもなかなか売れなくて苦労しておるというふうな現状でございます。それで時価主義ではございますけれども、やはりさっきの答弁にありましたような実費にプラスアルファというふうなことで、近隣のいろいろな相場その他を見まして販売をいたしておるという状態でございます。

○田中一君 都市局長、これをどう考えられるかということですね。まあバナナのたき売りみたいに工場用地を売っているわけなんだが、買い手売り手の関係で、だんだん安くならすよななというところを考へているようですが、事実ある時期には住宅公団は実費の倍で売ったこともある。景気が悪いから、売り手、買い手のものだから、いまは買い手市場だ、だから安く売ったという。都市局長ね、そのように住宅公団ですら、価格が自由価格になつていくわけだ。規則でどうきめようとするなつてきているわけだ。それは時価主義、時価といふことを言っているけれども、事実はそのうなっている。これは問題はそれるけれども、だから、宅地造成は手控えなさいということ、再三再四委員会でも、何年か前から言っている。今度新しく流通センターができる。その流通セン

ターの中には来たくない者もいる。しかし、来たくない者もどうしても来るように、この大目的のためには説得して、商工会議所からも説得さして、そのほうがおまえさん、利益ですよと言つて、ここに集めようとしておるはずなんです。その場合に、大企業と中小企業とが同じ価格でなければならぬといふのは、それは都市局長の言いつ分であつて、決して君個人の言いつ分ではなからうと思う。だからこの際、別の面を助成するといふような方法をとらなければならぬということなんです。そういうところに住宅公団が、あえて官僚的だといひませんけれども、いまだいぶ林さんが来たらよくないから売らなければならぬ、しかし、いまのようにたき売りのやうにやっていますから、よくないと思つたのです。しかしながら、そういうことでは大企業が全部出資している共同倉庫とか、国並に都が出資しているトラックターミナルと違つて、個人商店的な零細な業者を売却しセンターに集めるなんというのは非常に困難です。私はそういう意味で、宅地造成の価格の問題ですね、これは十分に考慮してほしい。これはいま都市局長が言っているように、価格の差をつけるなんといふことはどうかと思つたのです。もう一つあとで大事な質問があるのです。この点はひとつ十分考慮してもらいたいと思つたのです。建設大臣どうですか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 先ほど来局長が答へたいたしておりますのは、やはり現在住宅公団の住宅団地あるいは工場団地敷地について規定は住宅公団の分譲あるいは賃貸については、宅地の場合、いわゆる家を建てる宅地の場合と工場用地の場合と、あるいは宅地の賃貸の場合、三つ分けて規則が定められておりますが、価格をやはりきめなければならぬから、しかし、それで買わなければならぬといふことはないので、やはりそれは住宅公団の総裁から答へましたように、成り立つような値段で話し合ひをしなければ成り立たないわけでありまして、

そこはやはり、この流通団地をつくつて、そこにこの目的とする団地ができるような組織が——組織といふか、仕組みができるような価格で折り合う、これが最終の決定であらうと思つた。きめなければならぬきめ方の基準をこの二十七条にきめておるわけでありまして、それを勘でやつてもかまわぬといふわけにはまいらない。これは先ほど住宅公団の総裁が御説明したことであらうと思つた。

○田中一君 まあ公式には、価格に差をつけて売ることにはできませんけれども、場合によれば、そういうことにならざるを得ないかも知れません、いわゆる現在やつている住宅公団方式にならざるを得ないかも知れません、ということと了解していいですか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 売り買いでありますし、やはりそこに事業が成り立たぬようなことをして売つても、だれも来ませんから、まあやはり公団総裁が答へたようなことが実情に即することだと思つた。

○田中一君 なかなか建設大臣、政治家だけあつてよろしいです。

そこで、次にくるのは、この処分計画によると、建設義務といふものがあるわけですね。この建設義務の建設しようという当事者は、この図解で見ると相当大型の建築図になつていますね。そうしてこのトラックターミナルあるいは倉庫群等は、これは一応目前で建築すると思つたのですが、これは一応目前で建築すると思つたのですが、こうした問題は、個々でつくるわけじゃございません。これは容積制限地区ですから、個々でつくるわけじゃございません。そうすると、かつて市街地改造法、いわゆる改造事業ですね、市街地整備に関する何とか何とかという法律、あの市街地改造事業と同じような形で行なうとするのか、指導しようとするのか、あるいは全体を含めたプランを書き、そうして施行順位をきめて行なうとするのか、それらはどういう考へでいるのですか。その点を伺つておきます。

○政府委員(竹内藤男君) 板橋地区につきましては、この前ごらんに入りました図面が、理想的な形では、ああいう形で示されております。特に板橋地区の場合には相当もう開発された地域のそばにございまして、地価の問題等もございまして、かなり高層化した計画、立体的な計画で仕事をしたいかなければならないと思います。そういう意味におきまして、ある程度計画的にこれは誘導していくということが必要じゃないか、こういうふうに考えます。

○田中一君 そうすると、ここに、ある総合的な建設計画を行なう部局というのか、何というのか、そういう一つのかたまりができるというふうに理解していいのですか、できるように指導すると理解していいのですか。

○政府委員(竹内藤男君) 先ほど通産省で御説明しましたような、卸売り総合センターというようなものを、こういうようなところに来させるといふことも考えまして、計画的にやっていきたい、こういうふうに考えます。

○田中一君 この法律じゃ、大体それは自由になつてゐるのです。この法律では自由になつてゐる。それだけが、自分のある一定の期限内に建てろといつてゐる。そうすると、これは住宅公園の事業というものは、宅地造成をするのだということとは法律に明記してありますね。そうすると、建設のほうも、住宅公園をして行なわしめようという考え方があつたのですか。

○政府委員(竹内藤男君) 宅地の処分までを考えたおりまして、特別な場合にはそれに施設自体をつくれるようになっておりますけれども、原則といたしましては、施設はそれぞれの施設自体が建物は建てる、こういうふうに考えております。

○田中一君 法文ではそうなつております。ことに建造物そのものはいろいろな意味の規制を受けています。それでけつこうだと思ふ。しかし、卸売り総合センターの場合には、これはあらかじめ、おれは二階の十坪を建てる、おれは五階の五坪を建てるということではできないのだから、これ

は総合的につくらなければならぬ。そういう建造物はこういう形でつくるかとするのか、それを開いているわけですか。

○政府委員(竹内藤男君) 午前中御説明いたしましたように、三十五条におきまして、「みずから流通業務施設を経営しようとする者」という者の中には、建物をつくつて、問屋なら問屋に賃貸するといふような法人も考えられますし、また三十四条で公衆の原則を、政令で定める場合にははつております。「政令で特別の定めをするもの」といふものの中には、そういうような共同で建物を建てて、そして流通施設にそれを貸すといふような事業の場合におきましては、それをはずすといふこともできるようにしてゐるわけでございます。

○田中一君 そのとおりじゃないか、幅があるんですね。そのとおりケース・バイ・ケースでやつていけばいいのだとなつておりますけれども、それだけじゃどうも不十分だと思ふのです。そこで何か構想は、どんな構想を持っておるのですか。どこか三井でも三菱でも、金持ちがきて、不動産会社がきて建ててくれる、それを賃貸するというのもいいのですか。

○政府委員(竹内藤男君) 各省から御説明がございましたように、倉庫につきましては共同倉庫というふうな形で考えられておるようでございます。卸につきましても、協同組合というふうな形で、板橋では木材あるいはつきのものにつきましてはそういうことを考えております。それからそのほか卸総合センターというふうなものを考えております。そういうふうなことで、それぞれの種類ごとに指導してやつていく、あるいは一つの主体がつくりましてそれぞれの施設に利用させる、そういうふうな形で行なわれる、こういうふうな形を考えております。

○田中一君 原則はそれでけつこうです。実態として行なわれる場合にどうなるかということを中心配するわけですよ。ということは、大阪、東京、ほかの地区はまだいいとしても、大阪、東京で行

なわれてゐるところの市街地改造事業、これは御承知のように現在やつておりますけれども、これには補償という意味の相当大きな負担が建物そのものにのしかつてきてゐるわけですよ。たとえば新橋西口の市街地改造事業を見ても、大体二十八万円か三十万円程度、それが今度建築物は、それを何とか組がダンピングしたために多少安くつておるかもしれませんが、請負人がね、ところが実際の販売価格になりますと、いろいろ形勢のそこ何といふか要素というのか、内容が含まれてきて、とんでもない二百七、八十万で売らなければだめです。なんという面が出てくる、ある面はですね。私はこの仕事にはそういうことがあつちやならぬと思ふのです。それは何かと申しますと、冷房もつくらなくちやならぬ、暖房もつくらなくちやならぬ、どうだこうだといつて、金のかかるような問題等が建築家の遊びとして出てくると、これはとんでもない問題になつてくる。ますます卸センター等の弱小なる人たちが入り切れなくなつてくる。負担が大きくなつてくるのですよ。むろんこれには基準法上ばかりでなくて、十分にその壁面とかなとか、いろいろなものに対する監督はこれは建設省だといふことだと思ひますが、それはするけれども、それはそれきりのことなんだ。そんなに建設省がきまこまい指導ができるならば、いままでも日本のこの社会に建築的な不安はないわけなんです。これはみんなの意思じゃない。一人の意思でそういうことになると、これはまた入り切れなない。入ることが今度はできなくなつてくる、負担が重くて。これは非常に困るのです。だから私はどういふ形のものをつくらうとするのか。これはけつこうですよ、もう一切の設備の完備した建物ならば一番いいでしょうけれども、それならば坪当たりの単価はうんと上がつてくる、建築家は遊びをするわけですよ。そういう形のものでできると困る。同時にまた、むろん地域における都市の美観というものを考えなければならぬ。美観というものとそれから建築費というものは、決して美観がよくなれば高くなるというもののじゃ

ないのです。そういう点でどの程度まで指導しようとするのか聞いておきたいのです。観念的な問題じゃなくて実際上の問題なんです。かつて私は瀬戸山さんにこういうことを言つたことがありますが、鉄骨を主体とする構造物で、それに現在の耐火構造といふものが安全率が高過ぎると。だからこれに多少の被覆をただけでもつて認めるというふうな主として鉄骨を使った建築にしたかどうか。そうしてなるべく建築単価が安くなるような、そして堅牢にして美しいものをつくつたらどうかといふことをすすめたことがございまして。十分にそれは建設省で検討しようといふことを言つておりましたけれども、私はこんなものこそ――建築基準法なんというものは人間がつくつたものです。当然これはもう改正しなければならぬような段階に立ち至つてゐるものが多々ございまして。そういうものをモデルとして利用したい。結局一坪十八万から二十万から二十五万だなんていつたつて零細な人たちが入れきれない。たとえば賃貸にしてもこの家賃が高くなるのですよ。して申しますならば、住宅公園で行なつてゐる宅地造成の費用、取得の費用といふもの、この処分価格といふものを原価主義で持つていって、それに建築費を相当くふらして安くつていふものをつくるというところを必要なんです。なぜならば、この法律によつて、ある面の人たちはここでうんともうかふと思つて行く人たちがいましやう、たとえばトラックターミナルとか、共同倉庫の人たちはそういう目的で行くでしょう、この地域における独占企業ですから。しかし中小企業は決して一業一店で行くのではございしません。たゞさんの同業者も集まるわけですよ。その場合には資本構成の強いものと弱いものととの差異が出てくるし、いろいろな問題がそこできてくる。それらが全部納得するような、自分で負担できるような、究極賃貸価格でやれるようなものをつくること、第一です。遊びが多過ぎるということですよ。その意味でどういふものがどういふ形でどういふ程度のものをつくるかといふことを、いまからきめなければなら

らぬと思うのですよ、この法律の通るときにはです。非常に危険を感じるのです。大阪の市街地改造事業のところなどは一番安くて五階でも六階でも一坪八十万円からです。これにはむろん諸権利が入っているから高くなると思いますが、けれども地価が、ここでもって何も住宅公団がもうける必要ないでしょう。これは必ず売れるのです。いま住宅公団が行なっているところの工場団地と違つてこれは必ず売れるのです。売れるところから高く取るなんという考え持たないで、これは建設大臣、原価主義でいらつしやい。そして多くの民衆が、行きたがつていける人たちが軽い負担でここに入れるという行き方をするように措置していただきたいのです。だから宅地造成の処分計画の宅地の価格というものは原価主義、そしてでき上る建物というものは十分に地域環境にマッチしたよいものをつくりながら、くふうをして安いもの、安いもので悪いという意味ではございせんよ、よくて安いものをつくる。その場合には建築基準法のいろいろな制約があるものと、これは改正してもいいから、安全というものが守れるならば、勇気をもってそれを行なうというような態度が私は望ましいのです。建設大臣ひとつ答弁してください。

○国務大臣(瀬戸山三男君) おつしやるとおり、これは大きな政策目的でやる事業であります。と同時に、町の中の総合ビルディングなどこれは種類が違つてあります。あるいは市場であったり、あるいは倉庫であったり、あるいは卸人の団地であったり、センターであったり、こういうこととありますから、それにふさわしい建築ということが第一であろうと思ひます。もちろんその他の防火防災等の問題はこれは当然であります。先ほど来各省からいろいろ業界等との打ち合わせ、相談の結果やうたい、これは当然であります。その計画がまとまつて、一団地のまとまつた市街地ができるわけでありまして、そういう指導と申しますか、相談は当然あるべきであります。したがつて、そういう団地に移つて事業ができ

る、成り立つという設計建築、これはまあそれが前提にならなければ、ホテルに泊まりに行くわけではないわけですから、そういう点は各事業官庁がよく指導をして、また相談をしてやるといふことは当然であります。

地価の問題おつしやいましたが、もとよりこれは公の地方公共団体、あるいはまあ公団が原則としてやるのですから、これは土地によつてもうけようというところでは全然ありません。その点は御承知のとおり十分注意をまいりたい、かやうに考へております。

○田中一君 いまの答弁では不十分ですけれども、不十分というのは、ぼくの結論づけたいこと、ことばが足りなかつたという意味です。しかしまあそういう意味で、よくて安いものをつくるというなら非常に幸いです。ただそこに各省の思いの計画で思いの建てるということについては、ひとつ各省から一べん意見聞きたい。えてしてあなた方は官僚主義、まあことばが過ぎたらあやまりますよ。まあ同じような種類の仕事をやるにしても、たとえば住宅問題にしても、労働者が労働者住宅なんというのを言い出すと、すぐ厚生省は何とか何とかの住宅方式をとる、建設省は今度はいや産業住宅なんて出てくる。自分のなわ張り、セクトが非常に強いのです。これが常に総合性を失うのです。ことに私がお願いしたいのは、建築の設計の問題でそれぞれ好み好みがございます。また通産省は通産省のカラ、農林省その他のおのの持っているカラーがあるでしよう。見るのとわかる。あなた方がつくっている地方の建築を見て、みんなそれぞれ電電公社は電電公社らしいやつ、警察は警察らしいやつ、みんなそれぞれの官庁の特色を持っておる。そんな必要のないのにここに特徴を持たせようといふところに遊びがあるわけですね。私は今の計画は、モデルとしてそれ相当の多数の建築家を集めて総合的な建設計画、マスタープランをつくり、共同設計というやうな形でもって英知を集めてやる。したがつて金を出す、あるいは呼び水をするやうな各

省がそれぞれの問題についても自分を捨ててのことです。そして地域の諸君——地域の諸君を忘れちゃ困りますよ。当該入居者のほかに地域のものにも親しみとそれから美しさを感ずるやうなものにつくり上げるようにしていただきたい。各省が省がかりに単独でいたいただきたい。おれはだれに——ここに建築屋の石井さん、おれはだれに——これは石井さんだ、おれは稲浦さんだなんということなくして、それぞれの英知を集めてやうやうな総合的なものにしてほしい。宮城にしても、施工者でも共同にやうしているのです。そこにむだが大員十分にその点指導して、各省の連絡をとつて、かつて気ままなまねはさせないやうにしてほしいと思ふのです。これは最後の質問の答弁として願ひます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 御趣旨のことは非常に傾聴する御意見であります。各省それぞれ担当官がおられるはずでありますから、御趣旨に沿つて、先ほど公共性の問題も出ましたやうな問題でありますから、十分にその点を注意してまいりたい、かやうに考へております。

○田中一君 では、これでけつこうですが、そこでもう出しおくれでも、政令、省令の案を全部出してください。いつまでも出してくれませんか。こういう法律案の審議には政令、省令を出さないで審議をしてくだらないこととはよくないことですよ、瀬戸山さん。

○政府委員(竹内藤男君) 政令は準備してございませうですぐ出せようと思ひます。省令は手続規定でございませう。それも早急にいたします。

○委員長(松永忠二君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませうか。

○委員長(松永忠二君) 速記をつけて。

○委員長(松永忠二君) 次に、住宅建設計画法案を議題といたします。

この際、おはかりいたします。本案審査のため、必要な場合には、日本住宅公団及び住宅金融公庫の役員を参考人として随時出席を求めるところとし、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松永忠二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

それでは、本案につきましては、すでに説明を聴取しておりますので、これより質疑を行ないます。本案についての質疑のある方は、順次御発言願ひます。

なお、瀬戸山建設大臣、尚住宅局長のほかに、参考人として、日本住宅公団から林総裁が、また住宅金融公庫から師岡総裁が出席いたしております。

○前川旦君 ただいまの委員長の御発言にありましたように、本日の質疑は五時で打ち切るやうでございませうので、あとわずかしこございませう。そこで、本日は質疑にこれは入ることはできないのではないかと、一応私を懸念されるわけでございますが、一応私のほうで、この住宅計画法案、これはいまの住宅難に苦しむ国民の立場からいたしますと、まことに重要な内容を含んだ法律案であると思ひます。もちろん、法律案そのものは、単なる手続法でございませうけれども、その基礎になつておるものが、住宅五カ年計画、したがひまして、慎重な審議を私は参議院においてもすべきであると思ひます。

そこで、一応、あらかじめ私が質問したいと思ふ項目について、皆さん方にお知らせをしておきたいと思ひます。

まず第一点は、住宅問題解決に対する政府の責任はどうなんだということでありませう。第二点は、国民の住宅政策に対するビジョンというものの

が欠けているというものを一般的に言われているのでありますが、はたしてこれがあるのかどうかということでありまして、第三点は、そういうビジョンに対して、ビジョンを目標にして、どのような努力をなされておられるかという点であります。第四点では、今回の住宅建設法案で非常に強く打ち出されております持ち家主義の是非についてであります。第五点は、この五カ年計画と都市計画との関連についてであります。第六点は、農村住宅の改善の問題であります。第七点は、四百万戸と予想されている民間自力建設の問題であります。第八点は、この計画の成否を決定する宅地の問題であります。第九点は、住宅政策に対する各官庁なり行政機関の総合統一の問題であります。第十点は、今回の五カ年計画の内容に対する質疑でございます。そのほかにもう一点準備してございます。

以上の十一項目が私がこの住宅計画法案について質問申し上げたい趣旨でございます。

そこで、瀬戸山建設大臣にお伺いいたしますが、まず今日の住宅不足を真剣に解決するこの姿勢に対して、私は尊敬のことは申し上げたいと思っております。決してわれわれ日本社会党は、あげ足とりをやるというのじゃなくて、前向きに実現するという意味で質疑をしたいと思っております。そこでまず第一に、建設大臣はいまの住宅難というものがどこから発生をして、何によってこの住宅難が出てきたのだ、大臣としてはどのようにそれを認識されておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(瀬戸山三男君) いろいろ原因と申しますか要素があると思えます。おおむね考えられることは、御承知のとおり戦争によって莫大な住宅が破壊を受けたと同時に、海外からの引き揚げ等によって急激に人口の増加があった。なおその後の自然人口の増加があった。それからもう一つ、特に顕著に言えることは、御承知のとおり産業経済の急激な発展に伴う構造変化、地域的な変化、こういうもので人口の移動が急激に行な

れた。いわゆる産業地帯に対する集中が急激に行なわれた。当然人間でありますから住まいがなければならぬ。それからもう一つは、御承知のとおり古い日本の社会では、五人あるいは七人、十人と大家族主義でありましたけれども、戦後の社会風潮、生活形態というものは変わつてまいりますが、それぞれ夫婦別々——夫婦別々というところかしゅうございしますが、夫婦は家庭を別につくりたい。いわゆる世帯分離の傾向が強まつておる。こういういろいろの要素があると思えます。これが原因であります。と同時に、戦後のそういう事態に対する住宅の非常に重要性、もちろんこれは不問に付したとはいへませんが、その住宅と人間との関係というものを対する切実な認識の度合いが不足であつたと、率直に私は認めます。歴代の政府も努力いたしておりましたけれども、その努力に情熱に欠けるところがあつた。そういうことが重なつて、今日それこそ緊急なきわめて重大な事態になつておる、こういう認識の上に立つて、私も住宅政策に立ち向かわなければならぬ。

これが私の考え方でございます。

○前川旦君 たいへん謙虚な御答弁をいただきました。たいへんごりつぱだと思ひますが、なお一つ重ねてお伺いしておきますが、ただいま大臣おっしゃいました、戦災あるいは疎開、引き揚げ、こういった戦争に起因するもの。第二にはいわゆる高度経済成長に伴うところの人口の急激な移動集中、さらにはまた世帯の分離、この世帯の分離については、これはもう昔の封建的な家族制度は崩れてきたわけですから、これは世の中での進歩とともに必然的に起つてきた問題でありまして、こういう原因については、私は国民の側から見れば責任は何もない。これはやはりすべて政治が責任をとるべきである。政府の政策によって起ってきたのである。こういうふうには私は理解をしておりますが、このような住宅難についてはやはり政府に責任があり、政治に責任があるということをお大臣はお考えになりますか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) すべての原因が政府に責任があるとは考えておりません。あえて政府の責任を回避するわけではございませんが、人口増その他全部が政府に責任があるとは思ひません。ただし、こういう事態が生ずるといふ見通しの甘かった点、あるいはこういう事態が生ずるといふことがわかつていながら、住宅問題に対する情熱が足らなかつた。因としての情熱が足らない。そういう意味において私は責任を回避するものではないというところであります。

○前川旦君 それではお伺いをいたしますが、この法律案の中には、住宅問題は政府の責任で解決をするということが実は明確になつておりません。で、この法案がいろいろと論議をされました過程の中で、政府の方々の発言の中に、たとえば雑誌とか新聞とかに発表された、談話されたり、その中にこれをもつて政府の責任を明らかにするのだというふうなことが書かれてあつたように私は思ふわけですが、しかし、この法案の第一

条、あるいは第二条を見ましても、国民に住宅を提供して住宅生活を完備させるのは政府の責任である、政府が責任を持つてやるのだということが実は明記をされてないわけですから、私はこの点はやはり大事な点だと思ひます。実は建設大臣から住宅問題を解決し、健全な住宅生活を国民に与えるのは、これは政府の責任である、責任を持つてこういうことをやるという強い意思表示というものを私はしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) まあいかなる行政と申しますか、施政でも政府の責任が大半であります。さればと申して、それに関する法律に政府の責任云々ということを書いた例はございません。そういう意味でその点はひとつ御了解を願ひたいと思ひます。しかし、住宅対策を充足して解決するということは、これはまさに政府の最高の責任である、私もそれはそういう認識を持つておるわけでございます。さればと申して、これを政府がなせ六百七十万戸建てるといふ決意をしないか、決意をしようが、現在しましても実現不可能であ

りますから、これは民間の力も借りて国民的な努力によってやりたい、かような考え方ではございません。

○前川旦君 私は政府が住宅については責任があるんだと、こういうことをいわれたからといって、いま現実にそうならないから、それはいけないんだと、こういうせつちかなことは実は私は言いたくないと思つてゐる。そうではなくて、やはりこれは姿勢の問題、心がまえの問題として最善の努力をして、一つの時点であつた場合に、まだやはり足りない、まだ届いていない、こういうことは私はかまわないと思ひますが、姿勢として全力をふるつて政府が責任を持つて住宅問題を解決するのだ、こういうふうな強い決意と責任感というものを私は私は政府に持つてもらいたいというのを強く考えるわけです。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 住宅問題の解決はきわめて重大であるし、また困難であります。けれども、まあ政府の決意のほどは、この一片の住宅計画法の成立によつて免れるとは思ひませんけれども、従来一つの構想を立てて住宅建設計画を遂行しておりましたけれども、今回国会に計画法案をお願いして、そして国の最高機関の意思としてきめてもらつて、それに基づいて計画を立ててこれをぜひ充足したい、この姿勢はひとつぜひ御理解を願ひたい。非常な決意を持つておるということをお御理解願ひたい、かように考えます。

○委員長(松永忠二君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

六月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、建設法改正案反対に関する諸願(第二九七二号)(第三〇八六号)(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三〇九〇号)(第三〇九一号)(第三一六一号)
一、東京都町田市忠生土地地区画整理実施計画に関する諸願(第二九七三三号)(第二九八五五号)(第三〇三〇号)

一、自転車専用道路法制定に関する請願(第三〇三二号)(第三〇三三二号)

一、建設業法改正反対に関する請願(第三〇六九号)(第三二五五号)(第三二五六号)

第二九七二号 昭和四十一年六月十六日受理
建設業法改正反対に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市上井一丁目鳥取県建設業法改正反対に関する請願
築連合会内 津村正義外千九百四十名

紹介議員 仲原 善一君

建設業法の改悪に反対し、左記の措置をとられるよう要望する。

一、許可制度にしないこと。

二、全面登録制にしないこと。

三、建設業者団体に強制加入させないこと。

四、軽微な工事の範囲を三百万円までに引き上げること。

理由

一、私たち町場の職人の施工は、技術、工事費の点で大手業者のそれに比して優るとも劣ることはない、にもかかわらず、町村関係はもとより、民間の工事にまで大手業者が入り込み、私たちの職場はだんだんせぼめられてきている現状である。

二、今般の建設業法改悪案は、大企業家の擁護と零細業者、特に町場の職人の奴隷化を目ざすものであつて、もしこの改悪がなされるならば、私たち町場の職人がいつそう窮地に追い詰められることは明らかである。

第三〇八六号 昭和四十一年六月二十日受理
建設業法改正反対に関する請願

請願者 東京都江東区深川三好町二ノ七
吉川勇外千二百六十二名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二九七二号と同じである。

第三〇八七号 昭和四十一年六月二十日受理
建設業法改正反対に関する請願

請願者 東京都北多摩郡保合町東伏見六ノ八 藤原寛吉外千三百名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第二九七二号と同じである。

第三〇八八号 昭和四十一年六月二十日受理
建設業法改正反対に関する請願

請願者 東京都墨田区鯉橋一ノ五 嶋田福松外千名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第二九七二号と同じである。

第三〇八九号 昭和四十一年六月二十日受理
建設業法改正反対に関する請願

請願者 東京都杉並区善福寺町二ノ三八ノ二 山田一郎外三百五十五名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二九七二号と同じである。

第三〇九〇号 昭和四十一年六月二十日受理
建設業法改正反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂四ノ二〇ノ一 堀野谷貞重外千名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第二九七二号と同じである。

第三〇九一号 昭和四十一年六月二十日受理
建設業法改正反対に関する請願

請願者 神奈川県川崎市神前町二ノ二七 網原辰次郎外千名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第二九七二号と同じである。

第三一六一号 昭和四十一年六月二十日受理
建設業法改正反対に関する請願

請願者 東京都足立区千住大川町三〇 石鍋清寿外八百三十九名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第二九七二号と同じである。

第二九七三号 昭和四十一年六月十六日受理
東京都町田市忠生土地区画整理実施計画に関する請願

請願者 東京都町田市山崎町六八株式会社 福岡ボデー製作所代表取締役 藤浦繁美外一名

紹介議員 岡田 宗司君

東京都町田市忠生の土地区画整理を土地区画整理法第三項に基づき実施しようとしていることは、市当局の独断と高圧と強制であり、民主政治にもとる市政であるから、土地区画整理法第二百六条により再審されたい。

理由

一、町田市は昭和三十五年以來、本区画整理の実施を計画、昭和三十七年五月、一部の者にのみ実施を発表、忠生地区工業会に対しては三十九年、強制承認を意味するようにして発表した。

二、町田市の工場誘致政策に協力して当地に用地を買収、工場を建設して当時既に区画整理が計画されていたのにこの点に一切触れていないのは市当局のぎまみに満ちた政策である。

三、本計画は地主の負担がいかに重く、無償減歩即ち工場敷地の縮小により作業工場の配置換も、移転等を余儀なくさせるばかりでなく、作業能率の減退等工場経営に及ぼす影響は大きく営業上死活の問題となる。これは道路の整備による交通受益との相殺では余りに犠牲が多すぎる。

四、市当局に対して負担軽減と事業計画変更を申し入れ続けてきたが、施行者町田市市長は、全然顧慮するところなく一方的に計画を推進し、昭和四十年八月二十四日都知事の事業認可を受け、昭和四十年十二月十九日忠生土地区画整理審議会委員の選挙を強行し実施の段階に入ろうとしており、市長は、認可を受けた以上計画変更は不可能であると称している。

第二九八五号 昭和四十一年六月十七日受理
東京都町田市忠生土地区画整理実施計画に関する請願

請願者 東京都町田市山崎町一、七七七町 田市忠生土地区画整理実施対策懇談会内 蛭谷武弘外一名

紹介議員 岡田 宗司君

東京都町田市当局は、土地区画整理法第三項に基づき忠生地区に土地区画整理実施を立案し、新都市建設公社という外郭団体をして、関係権利者の意志を全然顧慮せず高圧と強制によつて、これを強行しようとしているが、このような行為は民主主義の本義を逸脱した暴逆政治であるから、再審の上、土地区画整理法第二百六条により嚴重な監督を行なわれたい。

理由

一、町田市は昭和三十五年忠生地区を土地区画整理地域と決定、三十九年からはじめて発表すまで五箇年間、絶対秘密のうちに計画を立案していった。

二、本会は区域内にある寡少住宅居住者により組織する団体で、大多数の会員はいずれも区域内に造成された数箇の住宅団地に住居を持つ者であつて、団地そのものがすでに区画整理施行済みで、もはや区画整理をかさねて実施する必要はない。

三、市当局が区画整理を強制企図するのは、住民に事業費を負担させようとするだけ目的以外なものない。

四、私どもは最少の敷地に住宅建設をしてはいる関係上、そこには無償減歩を提供する余裕は一坪もない。

五、このようないい計画を立案し、関係者は高圧的手段でのぞもうとする政策は、民主的市政とは言えない。

六、町田市市長は、すでに昭和四十年八月二十四日、都知事の事業認可を受けた以上、計画変更の意志は毛頭ないと主張している。

本会の市当局に対する意見申入れ事項

一、町田市負担額一億四千万円はすくなくすぎる。
二、住宅敷地は区整の对象から除外すべきである。
三、国道、都道の七幹線は区画整理とすべきはなしで築造すべきである。
四、道路整備を早急に行ない、バスの増発、新路線開発等交通機関の充実をはかるべきである。
五、上、下水道、ガス等の施設を市において実施すべきである。

第三〇三〇号 昭和四十一年六月十八日受理
東京都町田市忠生土地区画整理実施計画に関する請願
請願者 東京都町田市根岸町四八六町田市忠生土地区画整理実施対策協議会
内 守屋英文外五名
紹介議員 岡田 宗司君

東京都町田市忠生土地区画整理実施計画の強行は、明らかに民主主義の本義にもとる行政であるばかりでなく、市長立候補時における公約をみずから破棄、じゅうりんするものであるから、これを実施しないよう再審されたい。
理由

一、市街地造成を唯一の目的とする区画整備を強行することは、地区農民の生活権をはく奪するものである。われわれ農民の転業は絶対不可能である。
二、本地区の農業形態として、現在の保有農地面積並びに農業規模は絶対必要であり、しかも許される最少限度の地積である。
無償減歩による農地縮小を実施しようとするならば、五年ないし、十年の新興農家経営転換への準備期間を置き、市当局、農協指導部において十分転換自信を得て後に区画整備に着手してほしい。
三、本地区は区画整備を急いでもすみやかな発展は望めない。
公益優先は理解するが、私益を減却してまで公益につくさねばならないとする政策には協力できない。私益を考慮し、あわせて公益を図る政

昭和四十一年七月一日印刷

治こそ真の民主政治である。
区画整理について市当局に対する要望、申入れ条件
一、原則的には実施反対である。
1 市負担事業費一億四千万円はあまりにすぎない。地主負担が大である。
2 整備実施賛成者だけを対象に実施すべきである。
3 農業経営上、支障と犠牲があまりに大きすぎる。
二、われわれが協力するためには左記条件が絶対必要である。
1 市負担事業費を大幅に増額すること。
2 公園、緑地等の用地は市負担とすること。
3 幹線道路（七本）は国、都道であるから区画整理とは切りはなして建設すること。
4 木曾、園師、矢部、根岸の区域内にある農村部落は除外すること。
5 工場、既成団地及び既存住宅の敷地は除外すること。
6 二・二・四（停車場）根岸線計画路線は必ず路線変更すること。
7 事業施行中に生ずる農耕支障、養蚕補償等は事業費から支出しないこと。

第三〇三一〇号 昭和四十一年六月十八日受理
自転車専用道路法制定に関する請願
請願者 愛媛県松山市岩崎町一ノ六ノ一〇
高宮久子外二十九名
紹介議員 増原 恵吉君

自転車の安全走行を確保し、自転車通行者を保護するとともに、交通事故を絶滅し、道路の交通効率を高め、さらに国民体力の増進に寄与する目的をもつて、道路構造の基本要件として自転車専用道路を設置する法律を制定されたい。
理由
一、全国で約二千七百万台の自転車が使用されているが、自転車利用者は現今の交通戦争時代における車道上の最弱者としてその正常な通行を

昭和四十一年七月二日発行

おびやかされ交通事故の犠牲者たることをしいられていた。
二、交通事故の根本原因は高速車と低速車（自転車）が同一道路上を混合して通行することにある。自転車専用道路の設置はこの原因をとりぞくことになる。
三、高速車と低速車の分離通行は、道路の交通効率を上げひいては、道路の産業振興に果たす役割を飛躍的に向上させる。
四、サイクリングの普及はめざましいが、道路環境が整備されていないので普及を阻害される傾向にある。とくに観光地、景勝地等の道路網の整備にあつては、国民が健康で文化的な明るい生活を楽しむために、レクリエーション用の自転車専用道路の設置が強く要望される。
五、アジアの先進国としてのきよう持を究るために、自転車専用道路網を早急に完成する必要がある。
六、現在、法律的には緩速車道の設置を義務づける項目がなく自転車専用道路の全面的開発は不可能であるから、自転車専用道路を法的裏付けのもとに道路構造の基本要件として認めることが先決条件である。

第三〇三二〇号 昭和四十一年六月十八日受理
自転車専用道路法制定に関する請願
請願者 静岡県藤枝市瀬戸新屋七五ノ二
栗野茂外二十九名
紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第三〇三一〇号と同じである。
第三〇六九号 昭和四十一年六月二十日受理
建設業法改正反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区新町二ノ三九八
戸加里清司外二百六十一名
紹介議員 達田 龍彦君

建設産業の健全な発展に資するため、左記事項の実現を図られたい。
一、建設業法の改正に反対すること。
① 許可制、全面登録制に反対

② 業者団体の法制化と強制加入に反対
二、小、零細建設業者の保護育成と建設労働者の労働条件を根本的に改善するための具体的な措置を講ずること。
① 不合理な下請制度を是正し、専門工事業者の強化と分離発注などについて抜本的な改善を図ること。
② 小、零細業者の保護育成対策を実施すること。
③ 建設労働者の労働条件—雇用安定、賃金、社会保障、技術技能訓練について抜本的改善を図ること。
理由
政府は、今国会に建設業法の改正案を提案しようとしている。これは、全国建設業協会（全建協会）の要望を一方的にいれたもので、その内容は、現行法を許可制、全面登録制、業者団体への強制加入に改めようとするものであり、これは建設労働者、一人親方、小、零細業者の犠牲により、大、中業者の市場独占と利益擁護をはかるうとするもので、絶対に反対である。国土や住宅の建設に直接取り組んでいるのは、劣悪な労働条件の中におかれている建設労働者で不合理な下請制度の中で苦しんでいる小、零細業者である。これらの保護育成こそ最も緊急かつ重要であり、それが建設産業の健全な発展に資するみちであると思う。

第三一五五号 昭和四十一年六月二十日受理
建設業法改正反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区世田谷三ノ一九ノ五
飯田サダ外四百三十四名
紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三〇六九号と同じである。
第三一五六号 昭和四十一年六月二十日受理
建設業法改正反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区上馬町一ノ八七一
平信政外三百二十七名
紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三〇六九号と同じである。

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局